

## 平成19年度 第2回長野県公共事業評価監視委員会

日 時 平成19年11月26日(月)

13:30～16:30

場 所 県庁西庁舎 災害対策本部室

### 1. 開 会

事務局(赤羽主任専門指導員)

ただいまから、平成19年度第2回長野県公共事業評価監視委員会を開催させていただきます。私は本日の進行の方を務めさせていただきます、技術管理室の赤羽敏雄と申します。よろしく願いをいたします。

始める前に、皆さんの前にマイクがあるかと思えます。マイクの使い方についてちょっとご説明をさせていただきますが、オン・オフのスイッチがございまして、それを押しますと、マイクのこの根元、私のところにちょっと赤くついているかと思えますけれども、スイッチが入りますと、このところが赤くつきます。もう一回押しますと消えますので、そういった形でご発言をしていただければというふうに思えます。それから、左のところにボリュームがついております。大体8とか7とか、そのぐらいのボリュームにさせていただいたら、今、私がお話しているのは、ちょうどボリューム8でございます。そんなことでよろしく願いをいたします。

それでは、お手元に配付いたしました次第により進めさせていただきたいと思えます。はじめに、土木部長の原よりごあいさつを申し上げます。

### 2. あいさつ

原土木部長

委員の皆様におかれましては、公私とも大変ご多忙のところをご出席いただきまして、ありがとうございます。また、さる9月28日・10月3日には、現地調査をしていただきまして、貴重なご意見をいただきました。重ねて御礼を申

し上げます。

さて現在、県では来年度予算に向けた編成作業が始まっております。予算編成に当たっては、厳しい財政状況を踏まえシーリングを設け、公共事業については19年度当初予算内に、県単独事業では、19年度当初予算の97%の範囲内とする方針が決定をしております。一方、現在策定を進めております県の総合計画では、部局横断のプロジェクトの一つに、減災対策を位置づけ、河川や砂防などのハード・ソフト対策の推進を打ち出したほか、県民から要望が多い道路整備については、主要箇所を列記し、具体的な整備目標も明示をしております。このように県の財政状況は厳しい状況ではございますが、公共事業については、県の総合計画に沿って選択と集中の考え方のもと、必要な施策を重点的に実施してまいりたいと考えております。

本日は、前回委員会での議論及び現地調査の結果等も踏まえ、ご審議をいただくことになっております。委員の皆様には引き続き忌憚のないご意見をいただき、それらを踏まえ、県の対応方針を今後決定してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。簡単ではありますが、あいさつとさせていただきます。

事務局（赤羽主任専門指導員）

続きまして、長野県公共事業評価監視委員会、委員長の福田様よりごあいさつをお願いを申し上げます。

福田委員長

皆様、今日はどうもありがとうございます。お忙しい中、8月6日に第1回を開きまして、そのあと皆様に2回ほど現地に足を運んでいただいて、今日は会議という形式では2回目になります。今日は審議を進めて、県に依頼された案件についての意見書のとりまとめをしていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

事務局（赤羽主任専門指導員）

ありがとうございました。なお本日は、青山委員、梶山委員、清水委員、中

村委員、松岡委員、柳澤委員が都合によりまして欠席されております。また、石澤委員さんにおかれましては、少し遅れるというふうに連絡をいただいておりますので、ご報告を申し上げます。

続きまして、金子様でございますけれども、前回第1回の評価委員会においてになりまして、その際に、土木部長あての質問状を提出されましたので、その後の経過について、私の方から若干ご説明をさせていただきたいというふうに思います。

8月10日でございますが、金子様が県庁においてになりまして、その際、今後の進め方については、時点を今年度の3月の末に戻した上で話し合いをしましょうということになりました。その次に8月30日にお見えになりまして、本年度の公共事業の評価監視委員会の開催予定などをその際にご説明をいたしました。ご本人の出席日程の調整が困難であるということから辞任の意向が示されまして、辞任届は福田委員長様あてに、9月中旬ごろ提出したいということでございました。その後、福田委員長から、9月12日付で金子様より辞任願の文書が提出されたということをご報告をいただきましたものですから、県におきましては、辞任の手続をとったというところでございます。金子様についての経過、概要でございますけれども、報告をさせていただきました。

それでは議事に入りたいと思います。福田委員長、よろしく願いをいたします。

### 3. 議 事

(1) 平成19年度長野県公共事業再評価について

(2) その他

福田委員長

お手元に次第をご覧くださいませでしょうか。今日の議事ということで、(1)で、平成19年度長野県公共事業再評価、これを1時半から始めまして、3時ぐらいには終われたらと思ってございます。そのあと浅川ダムについて、3時15分ぐらいから4時半、遅くなっても5時ぐらいまでに、提言をどうまとめていくかについての議論をしたいと思います。

議事に入ります前に、議事録署名人ということで、名簿で順番に回っているんですけども、高木委員様と平松委員様、よろしくお願いいたします。

それではお手元にA3の資料があると思います。9月28日・10月3日に現地に行ったコースが書いてございますが、現地に参加されなかった方々は、このような手順で回りましたということをご確認ください。

それでは現地調査を踏まえて審議に入りたいと思います。

県の事務局の方から説明をお願いいたします。

塩原委員

委員長、その前に、金子委員の辞任の経緯を、今、ご説明いただきましたけれども、非常に不自然な形で、土木部から辞任を勧告しているという経緯がございましたね。その点についてどのような評価をなさるのか。土木部は、必要に応じてそういうことは今後もなさるのか。それとも、やり方は非常に不自然なやり方であって遺憾であるという、そういう態度を表明なさるのか。その点をお聞きしたいと思います。

福田委員長

私ですか？塩原さん、だれの表明ですか？

塩原委員

土木部の見解を求めたいと思います。

福田委員長

それは審議が終わってからにいたしませんか。時間のこともありまして、私が、今、申し上げましたように、浅川の件とか、すごく大きなものを控えていますので。私としては、今、赤羽さんからご説明があったように、私が直接、金子先生から直筆で辞任届の文書をいただきましたので、それで日程的に合わないのをやめたいということで、それでよろしいでしょうかと、お電話で話もしました。それについて、もしやるとしたらあとにしてください。

事務局（赤羽主任専門指導員）

よろしいですか。できれば今日、4時半までの予定なものですから、4時半までに全部の予定が終了するようにお願いいたします。

福田委員長

そうですね、わかりました。では県の方、ご説明、お願いいたします。

木賀田都市計画課技術幹

都市計画課技術幹の木賀田敏文と申します。それでは私の方から、審議案件の1番目の街路事業、丹波島村山線、長野市若里についてご説明をさせていただきます。では恐縮ですが、座らせていただいてご説明をさせていただきます。

資料は、1 - 1ページから1 - 5ページについてでございます。この案件は、1 - 1ページに記載してございますが、全体計画延長491メートルの街路事業でございます。2車線を4車線に拡幅するものでございます。事業採択後10年間に経過した時点での継続中の事業ということで、ご審議をいただくものでございます。それでは、前回の委員会に各委員さんの方からご質問がございましたが、そのご質問にお答えすることを中心に、ご説明をさせていただきます。

それでは資料1 - 5をご覧くださいまして、こちらに前回のご質問回答をまとめたものがございます。まず1番といたしまして、保母委員さんから、事業前後での沿道の状況変化についてどうなっているか、というご質問をいただきました。これにつきまして、1 - 5の上段に航空写真を載せておりますが、当該事業区間を赤く引き出しております。右側の青書につきましては、1期工区ということで、既に平成9年に完成している部分でございます。この写真をごらんいただきますとおわかりかと思うんですが、この当該区間の491メートルにつきましては、都市計画の用途としては、第1種住居の指定となっております。沿道は住宅や店舗、駐車場等が主な利用状況になっております。一部、信州大学のグラウンドや寮などが立地しております。この状況につきましては、施工前、今現在と、さほど大きな変化はございません。ただ、住宅等がアパートに変わったりというような、多少集約化と言いますか、高度利用がなされてきております。それから、この事業によりまして移転補償させていただきました

住宅等が建替を行っていただいております。そういったことで、基本的な用途についてはあまり変化がないという状況でございます。

それから2番目といたしまして、交通量の推移と将来交通量についてということで、保母委員さんと柳澤委員さんからご質問をいただいております。第1回の委員会でご説明した計画交通量、これは資料の1-1の左側、上段の事業の整備効果・必要性の欄に記載がございまして、将来交通量、平成37年で25,131台/日という推計をしております。これにつきましては、現在の最新のデータを用いまして、推計をし直しております。その状況が、P1-5の左上の中段にございます、交通量の推移についてという表でございます。中段の表が交通量のセンサスの状況でございまして、その下段に将来交通量ということで記載をさせていただきます。

この将来交通量について、現時点で最新のデータ、平成17年度のデータを用いまして、国土交通省の費用分析マニュアルに基づいて、試算いたしました結果、平成32年で日当たり25,400台、費用対効果、B/Cが1.6という計算結果が出ております。前回、平成37年、25,131台という数字が掲載してございますが、これと比較しまして数百台の違いで、さほど大きな差異はございません。

B/Cにつきましては、当初と同じ1.6という試算をしております。

それから続きまして、交通事故について、柳澤委員さんからご質問いただきました。これにつきましては、同ページの右側の方に表がございまして、これは、平成8年から16年までの約9年間の統計でございますが、この当該事業区間における交通事故の状況でございます。

表に記載のとおり、追突や出会い頭の交通事故が比較的多くありました。これらの事故原因というのは、やはり2車線という狭い道路でありまして、脇道等から出る場合に、視距等の確認がよくなかったというような状況もあったかと思っております。今回、道路幅員を広げまして、中央分離帯を設けたり、6メートルございます幅員歩道を設置したり、停車帯等を設置することによりまして安全性が向上して、追突や出会い頭といった交通事故の減少が期待できると考えております。以上でございます。

福田委員長

1件、1件やりますか？それとも、道路関係については、まとめてご説明されますか。

木賀田都市計画課技術幹

今、前回の主な意見について、私どもの見解をご説明申し上げたんですが、これについてまた何かご質問があればお願いします。

福田委員長

そうですね。前回のご質問について回答があったり、あと皆様も現地を見られて、認識を新たにされていると思います。ご意見なり、新たなご質問なりがあれば、お願いいたします。

塩原委員

今のご説明の中で、道路を広くすれば事故が少なくなるというようなお考えがあるようですが、その点はどうなんでしょうか。

木賀田都市計画課技術幹

例えば追突とか出合い頭の事故が多いというご説明をしたんですが。追突というのは、例えば道路脇に駐車している車へ追突、あるいは交差点での停止中の車への追突というふうに考えております。それから出合い頭と申しますのは、脇道から出てくる車と本線走行上の車との衝突というようなものというふうに考えております。今度幅員が広くなりまして、例えば歩道の幅員も6メートル、それから路肩も停車帯というような考え方で、1.5メートルというような、これは車道と歩道の間部分でございますが、大変広がります。したがって、横道から出てくる車が、本線上の車両を視認したりするものにつきましても、改良前から比べると随分改善はされます。したがって、そういった事故は減るんだろうというふうに考えます。

それから車道幅員も広がりますし、路肩にそういった停車帯も設けるといって、例えば停車中の車への追突等は少なくなるであろうと思われれます。

それから各交差点には全部右折レーンがつきますので、停車中の、交差点で停止している車への追突、そういったものも可能性としては低くなるかと思っております。

ただ、スピードの出し過ぎとか、無理な横断等に絡む事故等につきましては、交通ルールの問題になってきますので、全部がなくなるというふうには考えておりませんが、かなりの部分は減るのではないかというふうに期待をしております。

#### 三木委員

須坂市長の三木ですけれども。一般論として、今、私どもも市道を担当しているんですが、出会い頭の事故というのは非常に多いんです。それはなぜかと言いますと、市道の場合には交差点改良等がしていないものですから、車を運転される方が脇道から出てきた場合に、それがよくわからないということがあります。

それから歩道は、子供たちの通学のために非常に重要でありまして、ある程度の歩道の幅がなければ、前の方に写真がございしますが、子供たちというのは、こういうふうに縦一列に歩けばいいんですけれども、どうしても2、3人歩く場合がありますので、子供が多いところは、歩道の幅を十分とることが大事だと思いますし、今、高齢化社会になってきておりますので、ユニバーサルデザインの関係から、車椅子とかお年寄りの方が非常にその歩道についての要望が多いですから、こういうところは、さっきのお話で、第1種住居地域ということでもありますので、私はそういう交通安全の観点、それからユニバーサルデザインの観点から、この地域は整備していくべきだというふうに思っております。以上です。

#### 福田委員長

ほかにございますか。欠席されている梶山さんからのペーパーが、皆さんのお手元にもあるかと思いますが、簡単にご説明いたします。

当然、ピーク時には混雑・渋滞があるという説明がありましたが、どんな道路でも時間帯で渋滞がないことはないもので、何でも整備するという過剰サービ



スを心がけてはいけないということ。あとは、長野県は高齢化がかなり進んでいくという中で、その高齢化とトリップ数の減少との明確な相関関係があることも配慮すべきではないかということですね。

その意味で、本件の事業は「不要な事業」ではないかと思うんだけども、結論のところにあります、「現時点で既に85%が終了して、用地買収が97%終了しているということから、中止しても中途半端になる」と。だから、「今となってはもう中止できない」ということで、事務局案に同意するということをお願いしています。

あと共同溝についても、地中化の効果はあっても、その効果が必須のものではないと。地中化というのは、全国やっていますけれども、「いいものではあるんだけど、きりがない」ということ。だから、今回のそれは、「全体の評価に影響するものではない」というコメントもいただいております。

ほかに何かございますか。

高木委員

この道路だけに限って話をしているのではないんですが。先ほど、交通事故の内訳のときに、定性的な割と説明をされていて、だけど、ここの道路というのは第1期工区と今回の工区と続いている道路があって、1期工区の方は、言ってみれば、工事終了後の姿みたいなものですよね。

例えば、そうすると、今のさっきのご説明だと、1期工区の方では、例えば交通事故も減っているしということによろしいのでしょうか。それは多分、現実にもう工事完了後もう10年もたっていますので、ある程度量的なことも、定量的なこともある程度わかるのではないかと思います。

木賀田都市計画課技術幹

詳細な調査までは、正直申し上げてまだしていないんですが。ただ、やはり警察でちょっとお聞きしたところ、そんなに極端に減っているという状況ではないということなんですけれども。例えば、まだ細かな調査はしておりませんので何とも申し上げられないんですが、広くなることによって、例えば横断距離が長くなるというようなことから、歩行者の絡む事故等もある程度あるのか

などと思われます。第1期工区の事前事後のデータが、正確なものがなくて申しわけないんですが、走行速度等は、確かに改良が進むことによって上がることは事実だと思うんです。そういったことに起因する事故はどうしても多少発生する可能性があるというふうには考えておりますが。

高木委員

今、データがないということならそれは仕方がないんですが。私も工学部なものですから、割とこのあたりはよく知っています。結局、現実に見ていると、片道1車線だと、脇道から出てきた車が右折しようというときは割と簡単なんですけれども、2車線のところで右折しようとする、かなりやっぱりリスクを伴うと思うんです。現実にはやっぱりかなりタイヤをきしませながら出てくる車が、何回も見たりしております。

多分そういうのというのは、この道路を広げるからいけないのではなくて、例えば道路にアプローチする脇道の入り口でもうちょっと工夫があるとか、技術的なことでかなり解決できるようなこともあるのではないかと思うので。ぜひ、せっかくならばいい事例になっていると思うので、そういったことを調査されて、それでどういうふう、前の状態から新しく道路の幅を広げると、こういうことにはもっと気をつけていかなければいけないという方向性が見えると、よりいいのではないかなということを考えて申し上げました。以上です。

福田委員長

単に「広げたから事故が減った」ということではなくて、もっといろいろな要因があるということですね。それは大事なことだと思います。ほかに現地を見られた方で。

内山委員

この道路計画については、背景に1998年2月開催のオリンピックの関連の拡幅計画があると思うんです。平成10年ですか、オリンピック開催が、それに合わせて、昭和45、46年に決定していた都市計画道路を再変更しまして、それでここにあるとおりに、都市計画が平成7年8月に決定したと。これは前にあっ

た、一旦決定していた都市計画を、非常に幅員をさらに広げて再決定しているわけですから、この道路の沿線沿いには、いくつかのオリンピック関連施設があったものですから、そういうことで必要以上に道路を広くして、30メートル幅につくってきていると。

私は、基本的に梶山さんの意見にやや賛成なんですけれども、この道路の事業そのものが本当に必要性があったのかどうか。道路を広げて、単に車の通行量を増やせばいいんだと、こういう考え方で今後の道路計画をつくっていくということには疑問を感じます。もっと本当の住みやすい道路ということで考えたら、何も道路を広げるばかりが能ではないだろうと。これは今までの吉村知事時代からの、長野県の道路のあり方の矛盾の一部をはっきりあらわしている道路計画ではないのかと思っております。ここだけではなくて、ほかにも都市計画を再度変更決定して、道路をもう一度広げたと、こういう事例がほかにもありますけれども。かなり無理な都市計画決定をして、オリンピック道路だけをつくるんだというようなやり方をしてきた長野県のやり方があったと思います。そういうことをちょっと意見として。

ここまで進んでいますから、梶山さんが言うとおりの、なかなか難しいと思えますけれども、計画自体に根本的な問題があるのではないかと、ということだけ申し上げたいと思います。

#### 田口委員

私も実際見てみて、その現場で聞いたんですけれども、渋滞がどのぐらい、どの辺まで続くかという話を聞いたときに、200メートル程度という話だったんです。それで今回、車線を増やしたとしても、その渋滞が半分に減るぐらい、せいぜい。117号線から先が変わっていないから、車の通りがよくなるとは思えないんです。そういう意味では、そもそもこの道路、本当に必要かどうかというところをもっと早目に議論する場がほしかったと思うんです。

それから、歩道に関しては、もう改修したところは非常に幅が広いんで、あのぐらいの幅が本当に必要なのかというのはちょっと疑問に感じたんです。歩道が必要でないというわけではないですけれども。そういうことを考えると、買収が終わっているから仕方がないというところもありますけれども。

交通事故に関しては、先ほどのいろいろ出口の部分での工夫とあって、三角帯をつくるとかいろいろ工夫はできたんです、交通事故を軽減させるためには。あるいは、歩道に関しても必要量の歩道だけつくるとするならば、現在のようない買収も必要なかったという意味で、やはり根本的な道路のつくり方に関して、早目に考える場をつくるのが本当に必要だったというふうに思います。

ここまで来てしまっているから、今からやめても仕方がない点はあるかもしれませんが、極端なことを言えば、歩道だけをして、車道に関してはやらなくてもいいかなというような印象は受けました。

福田委員長

ではほかに。

保母委員

交通量について調べていただいてありがとうございました。これを見まして、これ全体の結論には直接関係ない話ですけども、平成9年から11年にかけて、11年が1期工区の供用後ということですから、状況が変わった中で約3,000台ほど増えていると、その1期工区をつくったという効果ということで説明はつくかと思うんです。

それでその上で7年間ほど、6年、7年たってほとんど変わっていないと。その上で、これ37年ですよ、最終的な数字は。37年の20年間で25,000台でしたか、この数字になるのをどのように説明する、説明の要素として、どういうことを考え得るのか。この7年ぐらい変わっていないのに、いや、全部道路が開通したらそれがぐっと上がるというふうに説明するか、あるいは何か別の、工場とか団地ができるとか、さまざまに別の要素があるんでしょうか。ちょっと7年間平行で、急に上がるのをどう説明するかということだけを聞きたいんですけれども。

木賀田都市計画課技術幹

当該区間は、長野市のいわゆる中環状道路というようなことで、この路線と、それから117号、それから国道18号、それから北側につきましては、国道19号で

すか、これらによって、いわゆる中環状道路という位置づけをしておるんですが、この区間が完成することによりまして、この中環状としての機能は随分上がるだろうと思われまます。それによって、交通のこちらへの入り込みというのは増えてくるんだらうという予測はしております。

それから、やはりこれから免許保有人口というの、高齢者の皆様も大変免許等を保有してる方が多いということで、1トリップ長は短くなるかもしれませんが、交通量としては伸びる部分もあるのではないかと考えております。

#### 保母委員

続けてちょっとすみません。そうすると、中環状道路の機能を持たせるとしますと、おそらくこれ単純に計算すると、約6,000台ぐらい増えるという計算ですよね。そうすると、先ほど何人かの委員の方から出ていた、その交通安全対策の問題を同時にどうするかというような問題も、課題としてあるということは、どこかで明確にしておいた方がいいかもしれないと思います。以上です。

#### 平松委員

ちょっと今の話に重複するかもしれないんですが。要はこの区間だけ見ると、ここを何とかしても、その117号とか、そのほかの接続道路自体を何とかしないとだめだというのは、やっぱりみんなが思うことだと思ふんです。そういうふうに思わないためにはどうすればいいのかという、事前に要はマスタープラン、全体的なプランを出していただいて、それで今回の区間はこういう位置づけだと、だからまずここが緊急なんだというご説明をしていただいた方が、すごく我々も理解しやすいし、議論も進むのではないかなというふうに思ふんです。

この部分だけピックアップしてやられると、やはりもうここまで進捗状況が進んでいると、これやめると、やめることの弊害というのが結構大きくなると思ふんです。だから、これは私も梶山委員の意見と同じで、ここまで来たらもうやらざるを得ないと思ふんですが。そのもっと前の段階で、マスタープランがこういうふうに広域道路網の計画がありますと、今はここここが完了していると、その中の位置づけで、その次の優先順位はここなんだとか、そういう説明をしていただくと、スムーズに議論が進むのかなというふうに思います。

それと、あとちょっと私ひっかかるのが、要は第1期工区と今回の事業区間、これで急縮部分、接合部分が急縮になりますね。これはちょっとずっと放ったらかしで、何か問題が今まで生じなかったんでしょうか。何かどうしても、水の流れでもそうなんです、急縮部分で思い切り水位が上がって氾濫するというのが常識なんです、この辺で何か、例えば特に接触事故が多いとか、そういう報告というのは受けられていないんでしょうか。

木賀田都市計画課技術幹

そうですね、ここを絞っている区間は、この18号方面から117号に向かいまして、まだ改良が終わっていない部分も2車線を確認してございます。改良済の方も同じく2車線なものですから、歩道等が狭かったり、1車線の幅員は多少狭いんですが、車線を絞っておりませんので、一応、2車線で吸い込まれるということで、特に大きな問題がなかったというふうに認識しております。

反対側につきましては、今の事業対象区間は1車線でございますが、こちらは改良済の2車線に膨らむということで、車線が増える方向なものですから、こちら問題がなかったというふうに認識しております。

平松委員

わかりました。あと、その急縮もさることながら、まっすぐ行くとぶつかりますよね、これ。だからその辺の不都合もなかったのかなというふうにも思ったんですが。

木賀田都市計画課技術幹

そのへんは、警戒標識とか交通看板などにより、現場で注意を促しておりますので、それに起因する大きな事故等はなかったという認識であります。

岡本委員

皆さん方がおっしゃることは全部もったもなんで。ただ、ここでご注意願いたいのは、先ほど三木委員からも出ましたけれども、このような住宅機能のところ、2車線があっても歩道がなかったと、ほとんどないといっているところだ

ったようですね。そういうところでは、もうとにかく学童の通学、あるいは交通弱者の保護というようなことで、そういう事故があったとかなかったとか何とかではなくて、そういう本当の意味で、福祉とか安全とか、住民サイドの評価をしていかないと、ということは思います。

ですから、今、国土交通省のこの従前つくられたマニュアルというのは、右肩上がりの経済と、右肩上がりの人口増と、そしてトリップがますますこれから増えていくということをもうおおまかな前提として、しかもそれはもうマクロな高速道路とか、あるいは幹線道路の、何車線にするというようなこと1本でやってきているわけですから。今おっしゃったような、例えば出会い頭に、そこを三角にしたら大分違うのではないのとか、そういう本当の意味の住民サイドに立ったきめの細かい話というのは、今の国土交通省の思想の中にはない。今、思っています、彼らも内心では。ただマニュアルとして、あるいは補助対象として正式に採用されていない状況では、県独自に、そういうようなきめの細かいマニュアル的な思想を持たないと、と思うんです。

それからトリップも、これで行くと、8分の1くらいこれからも増えると思うんですけれども。梶山さんも言うように、これはもう車線の組み方があるからここだけのことで言えばあるのかもしれませんが、大局的には、トリップがこれからそんな増えるわけがないと見る方が妥当なので。ただ、はっきり言って、そういうことを県が申し上げれば、おそらく国土交通省からお叱りをいただくような構造もあるから、そこはいろいろあると思うんですが。

どちらにしても、今までのように機械的に将来トリップを数えて、そして何車線が必要なんだということから始まって、そして基幹的な施設だけがっちりつくっていくということは脱却しないといけないだろうというように思うんです。ですから、そのあとの計画法の手續論がどうということは、これはもう政治、あるいは社会的な問題でもあるから、また世論があって、この手續でも不備があったらというご指摘もあるから、その辺も重々配慮されて。

いずれにしても、私、今までのように事故があるからとかなかったからとか、そういうもう既に起こったものの被害、あるいは逸失利益を経済的に全部数えて、それだけでやっていくという思想を変えないと、なかなかこれから道路を住民が納得いく形につくれなれないと思いますし、逆に当該地区の住民からは常に

不満が残るというふうに思うんです。

それから、大体不便になると、昔から有名な話がありますけれども、一番交通事故をなくすのは、全部1車線にして、もうとろとろ走らせればいいという言い方は昔からあるわけで。だから狭いから事故を起こすのではなくて、事故はどんな形にしても、いろいろな別の事故が起こり得るんだから、結果的な事故だけで数えるのはちょっとまずいのではないかと。何か、そういう発想をお持ち願いたいと希望します。以上です。

福田委員長

ほかにございますか。ないなら、私も発言します。現地に行ったときの感想なんですけれども。先生方がおっしゃられるように、交通量が増える原因は、ほかの道路とか外環状とか中環状のつながりから見る必要がある。この地区から発生する交通量が増えるわけではないので、どこかの通過交通が流れ込んで、先ほどの32年には増加している可能性もあるということになると、どこかが減ってどこかに流れ込むかの分析が大切です。この道路の位置づけというか。

岡本先生もおっしゃられましたけれども、今後は、「ここをどう作るか」ではなくて、県民も含めて、沿道も含めて「どう使っていくか」といった発想をしていかないと。進捗が98%ですとか、交通量がどうですということだけでは、ただ単にどこかが減って、どこかが増えてということ。

そして、長野オリンピックの背景もありますよね。長野駅から、P1-2に地図がありますけれども、日赤病院のところで、ぴちっと止まっているのはなぜだったんだろうと思ったんですね。それはとりあえずオリンピックのため、様々な事業を使って、長野駅から南下するルートだけは何とか確保することが最優先だったとか。いろいろな歴史的な経緯みたいなものもあると思います。

それで、こちらにつながったときに、渋滞としては200メートルしか起きていないと。首都圏だったら200メートルを渋滞だとは言わないんですが、というようなこともあります。

やっぱり今後中止ということではなくても、どう使っていくかとか、どういう道路にしていくかとか、これをつくったことでほかの道路に与える影響があるのだ、というようなところまで見ていかないと、単独の道路1本の評価とい



うことだけで良いのだろうか、もっと長野県流の見方があっていいのかなというイメージを持ちました。

ほかに何かございますか。

ではとりあえず、梶山先生も書いてくださっていますけれども、いただいた意見をまとめて入れる形で、皆様から一応、事務局案として、かろうじて事務局案に同意するということになるかと思うのですが、そういうことでよろしいでしょうか。

出席者一同

異議なし。

福田委員

はい。ではその次の道路事業を。

北沢土木技監兼道路建設課長

土木技監兼道路建設課長の北沢です。よろしく申し上げます。私からは道路改築事業、国道152号、飯田市（南信濃）和田バイパスと、道路改築事業、主要地方道長野上田線、長野市塩崎、2件をご説明させていただきます。座ってご説明します。

お配りした新しい資料でご説明させていただきます。国道152号和田バイパスの資料説明、P 2 - 1 から 7 です。P 2 - 1 から 4 までは前回と同じ資料です。前回の指摘事項に基づきまして、今回、P 2 - 5 から 7 を追加させていただきました。

はじめに、前回の資料の中で訂正をさせていただきたい箇所がございます。P 2 - 1 の左下の災害（人命）に対する評価で、交通安全対策の項目がございますが、平成 8 年度道路防災総点検による落石危険箇所、計画区間内14箇所解消と記載してございましたが、再度、危険箇所の位置を確認いたしましたところ、バイパス計画区間内において、9 箇所が解消される予定となっております。

た。集計ミスがありましたことをおわびし、訂正をさせていただきたいと思えます。次にP 2 - 4、右下ポンチ絵についてですが、グリーンでですが、写真撮影箇所を示す矢印がずれておりました。その位置を訂正しております。

それでは、今回追加させていただきました資料につきまして説明させていただきます。P 2 - 5をごらんください。この地域の防災に関する資料でございます。左側の図は、先ほど訂正させていただきました、9カ所の位置を赤い丸で表示しております。右側の写真と新聞記事は、今年の7月30日に発生した降雨災害に関するもので、写真は土砂崩落現場の状況です。これによりまして国道152号が、南信濃の押出と南信濃の八重河内で通行止となりました。なお国道418号は、南和田付近で土砂崩落により通行止になりました。このため飯田市南信濃和田地区で約700戸、2,000人が、7月30日の夜の8時から30日の朝の7時まで孤立状態となりました。

次のP 2 - 6は、左側が和田バイパスの供用区間の利用状況で、右側が、歩道設置見直し対象区間の地区内道路状況を示した資料でございます。左側は、供用区間にある道の駅「遠山郷」かぐらの湯に来る観光客数をまとめた資料でございます。約2,000人の集落に、年間約10万人の観光客が訪れています。その7割が県外から訪れていらっしゃいます。自動車ナンバーを見ますと、浜松、豊橋ナンバーが多く見受けられます。右側の図面は、P 2 - 4の歩道設置見直し対象区間の地区内道路状況を示したものでございます。図面上で、赤の実線が歩道設置区間で、赤の点線が歩道見直し区間です。見直し区間には、数軒の人家がありますが、移転対象家屋や空き家になっている物件があります。バイパス供用後は、実質1戸だけが沿道に残ることになります。この残された人家の付近には、現在飯田市との協議により、農道の付けかえを検討しております。図面上で、緑の点線です。これにより歩行者のルートが確保されることから、歩道設置延長の見直しが可能と考えております。

次、P 2 - 7でございますが。三遠南信自動車道と国道152号道路整備の説明図です。左側の写真は、飯田市南信濃から静岡県境で、国道152号と三遠南信自動車道の位置を示したものです。右上のイメージ図は、先ほど発表されました国の道路の中期計画の資料を引用したもので、その中で、高規格幹線道路について点検を行っております。その結果、三遠南信自動車道の当該区間の整備イ

メージは、グループ3のイメージとなっております。

このグループ3の整備イメージは、円滑な走行が可能な現道の一部を当面活用するなど、構造規格の見直しを行うこととなっております。国道152号の和田バイパスは、現道活用区間としてネットワークを担うことが期待されております。また、地域からの要望も強い箇所、今月も知事要望をいただいております。右下の新聞記事はそのときのものでございます。以上で、追加資料について説明を終わります。

福田委員長

ご質問いただいた件での追加説明がありましたし、現地へ皆様行かれて、何かご意見とかご質問がありますか。

田口委員

質問で、P2-6なんですけれども。先ほどの空き家と、それから1軒ある場所に緑をもって、農道ですか、をつくるというのは、下り方向だけで、上り方向にはつながる道はないというふうに考えるんですか。

北沢土木技監兼道路建設課長

農道を利用するということになりますと、今おっしゃられた、上の道へつながる道はありません。

田口委員

そうすると、一旦下ってから移動ということになるわけですか。

北沢土木技監兼道路建設課長

はい。一旦下って、既存の道路が、道路というか橋があります。それをお使いいただいて、この現道の152号へ出ていただくと。今まで従前の利用勝手と同じになります。

福田委員長

ほかに何かございますか。

石澤委員

確認になりますけれども、農道つけかえというのは、バイパスと平行してもう1本道ができるというイメージなんですね。

北沢土木技監兼道路建設課長

そうです。

石澤委員

それと先日、下見へ行ったときは、これ本村ですか、神社のあるあたりまで行ったんですね。そして戻ってきたんですね。

北沢土木技監兼道路建設課長

そうです。

石澤委員

わかりました。ありがとうございます。

福田委員長

そうですね、私も現地に行きました。道の駅「遠山郷」は、平日だったので、そんなに人がいなかったんですけども、ここは2,000人の集落であるのに、年間10万人の集客があるということです。非常に貴重なデータです。

そういう意味では、この道路ができて、地域の活性化とかに寄与しているというのは評価できます。私は、途中で車に酔ってしまったぐらい、クネクネしていてとても大変だったんですけども、それだけのところに人がこれだけ来るというのは、それなりの効果が上がっているなというイメージは持ちました。

ほかに何か行かれた方とか、何かございますか。

三木委員

ちょっとよろしいですか。今、委員長さんおっしゃられるとおり、かぐらの湯、大変大勢、外から見えられているんですけども。この地域の一番の特色は、古い伝統とか、そういうものを保っている、極めて自立性の高い地域なんです。それ費用対効果だけでなく、今、地方を大事にする時代だと言われておりますので、こういう地域、自分の地域は自分たちで守るといふ地域こそ、ある程度の公共投資というのはやっていく必要があるのではないかと思っております。

それから山を守るという意味からも、ただ単に交通量だけでなく、判断していく必要があるのではないかなという気がします。

福田委員長

この道の駅の運営には、住民の方とかもかなり自主的に入っていると思うんです。どのような状況になっているとか、地元がかかわって守っているとか、何かありますか？

三木委員

私が答えるのも変なんですけれども。ここの、例えば観光協会のホームページ、運営している人が変わっていなければですけども、よそから来た人がすばらしい観光協会のホームページ、旧南信濃のときはつくっておられました。これは外から来た人が、そこの地域に住み着いてやっているんですけども。

ここは36年の災害等がございましたけれども、それから地域を守っているところなものですから、そういうこともぜひ理解して、私どもは審議する必要があるのではないかと思います。

福田委員長

そうですね。伝統的な地区を時間的に回り切れなかったというのがあって、もう少し、深く踏み込んでくればよかったんですけども。あとでまた調べてみたいと思います。ここは地域性ということも含めて評価していいのかなと、私は思っております。ほかに何かございますか。

田口委員

今度は意見になるんですけども。私、行政用語で供用という言葉、三遠南信自動車道と、現在、開通している道の供用というふうに、三遠南信自動車道が完成しても、現在の道と一緒に使うかなというふうに考えていたんですけども。実はそうじゃなくて、これはそれが開通するまでの間に、仮につくっている道だというような説明があったので。私は、県と国の違いがありますけれども、やはり同じ公共事業への投資ですから、二重投資のような形になることには非常に危惧を持っているんです。それで、ここだけだったら大した額にはならないですけども、ほかのところでも、あるいは他県でも同じようなことをやっているわけですよ。ですから、やはり二重投資をしないような何かやり方を打ち出していくということが、今後必要ではないかと思いました。

福田委員長

そうですね、その問題もありました。

北沢土木技監兼道路建設課長

少なくとも10年間は、二重投資にならないという発表が国の方からなされまして、ここの2 - 7を見ていただきますと、1番目が、グループ1が、4車線で計画して4車線で買って、2車線も視野に入れつつ整備するというのがグループ1です。それでグループ2というのは、4車線の計画のものを2車線に見直すというのがグループ2。そしてグループ3というのは、先ほど申しましたが、現道を利用してネットワークを完成するということですので、ダブって高規格道路をつくるという道路ではありません。そういう路線ではありませんと、はっきりここで表明というか、まだ素案でございますけれども、国の方が出したということになります。

ですから、少なくとも委員さんがご心配のように、ここ10年間においては、二重投資は一切ないということを国が示したということです。

福田委員長

そういうことまで含めると、すごくいい事業になりますけれども。二重投資

のことはみんな心配したんです。

石澤委員

そうなりますと、三遠南信自動車道の、これ青崩のところですか、ここにトンネルができたときに、これは高規格ですよ、南の方は。そこから結構、70キロぐらいで走ってくるわけです。ここはバイパスとはいえ、集落等があるから、どうしてもスピードを落としてもらわないと困るわけですよ。

ですから、投資が無駄にならないのはいいいんですけれども、そのときの交通安全策と言うんですか、そういうものをきちんと予定というものは考えられているんですか。そうしないと結構危険かなと思って、今聞いたんですが。

北沢土木技監兼道路建設課長

全くおっしゃられるとおりで、規格の違う道路がつながっていますので、そういうことは危惧されますけれども。それについては、一応、国道と県道が接合したルートもありますし、そういう点はいろいろな標識とか、ソフトや何かで対応しているのが現実です。

具体的な案としてまだ持っていませんけれども、いわゆる交通開放時のスピードというのは公安委員会、いわゆる警察、交通管理者でやりますので、それが例えば全線高規格道路についても、これ一般国道の自動車専用道路ですので、走行速度を何キロにするかというのはまだこれからの問題です。ですから、もしかしたら、いわゆる規制速度という意味で、一本で通すかもしれません。

石澤委員

1本で通すということは、例えば60なら60キロで通すと。

北沢土木技監兼道路建設課長

それはわかりませんが、委員さんのおっしゃるとおり、また我々十分検討させていただきます。

福田委員長

意見としてこれは書いておくということですね、意見書に。

石澤委員

そうですね。10年後開通するという、10年後にはここは高規格道路が接続する一部か、そういうふうに分かっているんでしたら、前もって、もうどうするのかという対策を練られていてもいいような感じがするんですけども。

北沢土木技監兼道路建設課長

すみません、おっしゃられるとおりなんですけれども、例えば、地域高規格道路で権兵衛トンネルを直轄で開けて、あとの部分を補助国道で開けているという形があり、あの辺の交通管理は、やっぱり現実とすれば2年ほど前から打合せして行って、それでやっているというのが現実です。その方が時代に合ったソフトと言いますか、交通管理をできると思いますの。我々、今、考えられることは、たとえ作ったとしても、また10年後となりますので。

石澤委員

すみません、今、作れと言っているのではなくて、前もって開通前に練られた方がいいのではないかと。

福田委員長

それは意見書に書かせていただくということですね。ほかにございますか。ないなら、今、石澤先生がおっしゃったようなことを意見書に入れながら、これも事務局案に対してまとめていくということによろしいでしょうか。

出席者一同

異議なし。

福田委員長

では異議がないということで、次の道路にまいりたいと思います。



北沢土木技監兼道路建設課長

それでは3 - 1をごらんいただきたいと思います。主要地方道長野上田線、長野市塩崎についてでございます。8月6日の第1回の公共事業評価監視委員会において説明させていただきまして、新たに追加する資料と言いますか、事項はございません。また10月3日に現地を調査していただきました。バイパス現道及び用地難航箇所について調査していただきました。用地難航箇所を除き、計画区間のほとんどが完成している状況をごらんいただけたかと思えます。残る区間が完成しませんが、これまでの投資が無駄になり、事業効果が発揮されないこととなります。第1回評価監視委員会での説明及び現地調査の状況を踏まえまして、ご審議をお願いしたいと思います。

福田委員長

現地に行かれたときに国道との関係の説明があつて、現地でも相当話題になりました。梶山先生の本に書いてあるものを見ていただけますでしょうか。

主要地方道が狭小で、事故が多かったために拡幅が必要で、それをバイパス的にしたということは理解できるけれども「計画中」と称する国道18号のバイパスとの関係が明らかでない。この件については、やはり二重投資ということになり議論になりました。現地に行かれていない方もいらっしゃいますから、このあたり、地図で国道とかの関係をちょっと説明いただけますか。国道との関係が、一番、皆さんひっかかったところのようだったので。

北沢土木技監兼道路建設課長

わかりました。それでは3 - 2をごらんいただきたいと思います。私どもが計画しているのは青い線でございます、中間部に赤のハッチが、これは用地は買っていない部分でございます。それでこのバイパスの、県道としての、現道でございますが、現道は茶色のカクカクとなったところが現道の長野上田線です。それから国道ですが、現国道は、千曲川の右側に18号と書いてあります。そこでございますけれども、バイパス計画は、千曲川の左側、403号という、ちょっと左の方から飛び出ていますけれども、その左の方から飛び出てきたのではなくて、まっすぐ北へ、上へ向かっている実線が18号のバイパス区間ですが。

さらにその計画としまして、その上に向かっていく点線で書いてあります。これをずっと目で追っていただきますと、小さい字ですが、国道18号上田篠ノ井BP（計画中）と、これがそうございまして。これが現18号に点々でくっついているというものでございます。以上でよろしいでしょうか。

福田委員長

皆さん、何かご意見とか質問とかございますか。現地に行かれたときに土地利用というか、周りが農地でいっぱいあったりとかということで、そちらの質問とかも出ていました。ご説明があって、皆さん、特にその点では納得というか、ご理解されたのかなという形でしょうか。

ご意見なければ、梶山先生も書いていますけれども、この二重投資というのが、かなりはっきりしているわけなんです。これについて、この委員会でどうこうとは言えないんですけれども、その辺、調整等が必要ではないかということ、意見としていきながら「継続」ということでよろしいでしょうか。

保母委員

ちょっといいですか。前回のときにも確か話題になったんですけれども、この地権者の問題、2名ですか。この問題について、前回どういう結論になったんでしょうか。見通しとして、今日聞きたいのは見通しとしてどうかという、これが課題だということはだれでもわかりますけれども。見通しとしては、努力する以外ないというか、そのぐらいのことですか。

北沢土木技監兼道路建設課長

実は今までかなりの年数でかなりの回数、数えてみると、ここにメモがあるんですけれども、67回交渉して、つい最近とすれば、9月末に出かけていまして、九州まで出かけていましてお会いをしようという試みをしたんですけれども、もう会っていただけない。いわゆる面会拒否と言いますか、交渉を受けつけていただけない。

それで埼玉の方は、何と言いますか、セキュリティで、会いたく人間は会えないようなお家にお住まいになっているので、もう身内の方と全く我々交渉が

できないという状況でございます。

それであと我々が考えられるとすれば、収用というようなことを視野に入れて、検討準備の作業をさせていただいております。

塩原委員

今までのこういう、いくつかの道路のご説明を受けましたけれども、どれも現地において反対なさっている方はないと、合意が大体得られているというような案件が多かったです。ほとんどそうだったと思うんです。今回はやはりそういうふうに行き詰りしている方がいらっしゃるというのは、やはりこのバイパス地帯が現地で合意を得ていない、つまり、そんなに緊急性のある道路ではないという認識があるのではないかと、そういうふうに私ども考えるんですね。

梶山さんがここにお書きになっていらっしゃるように、将来この18号バイパスができれば、実質いらなくなるような道路だということであれば、そんなに急いで収用までしてやらなければいけない案件かどうか、大いに疑問だというふうに思います。

三木委員

このお二人の方は県外に住まわれているんですね。私どもも市政を担っているんですけれども、やはり住んでいる方で反対する場合と、県外に住んでいて反対する場合と、反対の度合いは大分違うと思います。

福田委員長

生活者ではないんですね。

三木委員

ええ、生活者の場合と、そうじゃない場合というのはやはり違うと思いますので。これだけ説得していても、説得に応じてもらえないというのは、それではほかの方たちは全員賛成しているわけですから、そういう面も考慮してやっていく必要があるのではないかと思います。

福田委員長

逆にその県外のお二人に対して、周りの生活者として賛成している方々から、何かないんですか？地域として、反対し続けているお二人に対して。

塩原委員

いや、生活していらっしゃる方もいらっしゃるでしょう。

福田委員長

反対している二人が県外ということですね。

三木委員

反対している二人の方はどうなんですか。

塩原委員

ご家族は現地にいらっしゃるでしょう。

北沢土木技監兼道路建設課長

経過は、お父さんはこの計画に賛成しました。お父さんが亡くなってから、この権利を引き継いだのはこのお二人の兄弟。その二人だけが反対をしています。ただ、お母さんはいらっしゃいます。

三木委員

今、山林の問題もこういう問題があるんです。地元に住んでいて土地を管理している人と、それから地元に住んでいなくて山林を管理している人の場合に、非常にその山林の管理について私ども困っているんですけども。地元の人たちは、例えば間伐等をしてもらいたいと言いますけれども、その不在地主の許可をとらなければ間伐ができないという問題がありますので。やはり私は地元の人意見を優先して、行政というのは進めていくべきだというふうに思っております。

福田委員長

そういうことでよろしいですか。

田口委員

営農はしているんですよね。耕作放棄をしているわけではなくて、ちゃんと営農して。

北沢土木技監兼道路建設課長

しております。

田口委員

しているんですよね。だからそういう・・・

北沢土木技監兼道路建設課長

お母さんがやっています。

田口委員

そうであるならば、やはり私は、まず着工する前に、本来だったらしっかりと進めてから着工すべき問題だったんですよね。

北沢土木技監兼道路建設課長

先ほど申しましたけれども、計画説明のときにお父さんは賛同された。計画の中にお亡くなりになったと。いわゆる事業実施中にお亡くなりになったと。

田口委員

では最初はまだ契約・・・

北沢土木技監兼道路建設課長

契約はこの長いバイパスを一挙に契約できる事業費というのはいないものから、徐々に徐々に契約していきますので、その計画説明のときにお父さんは

賛成されていた。

それで、いざ契約の段階になってお父さんがお亡くなりになりまして、その権利を息子さんが引き継いだというときに、こういうことになりました。

福田委員長

その個人の家族の良し悪しを、計画時の契約に踏み込んで、ここで議論しても仕方がないと思います。

石澤委員

ここまでできていて、真ん中だけが抜けているというのですから、これはもう進めるしかないかと思うんです。

でもこの理屈づけのところに、18号バイパスの補完というのがありますね。これ無理にとってつけたような感じですので、こういうつけ方はしていただきたくないなというふうに私は思うんですけれども。というのは、長野の方から入りましても、この塩崎バイパス、これ必要はわかります。旧道が狭いし、歩道もないので。だけどもここに入り方が、そんなにスムーズに入れられないでしょう。そしてまた出てから、粟佐橋のところでも、その先がまた狭い道があるわけですね。という意味で、バイパスの補完としては、まだそんなに十分ではない、はっきり言えば不十分だと思うんですね。

ですからこういうつけ方をしない方が、より我々としては理解しやすいかと思うんですけれども。

北沢土木技監兼道路建設課長

ちょっと補足させていただきますと、ネットワーク上は18号の補完ではありません。それぞれ県道としての機能としてのバイパスをつくりました。ただ我々、ネットワーク上の補完というと変な話になってしまうんですが、整備の段階という中でこの区間が、今、縦に向かっている、北に向かっているのと、現道の18号まで同時にバイパスができるわけではなくて、段階的に整備をしていきます。その中で、計画ははっきり提示されていませんが、例えば左側の点線から整備するとすれば、そうすると、左から上がってくると、千曲川を渡河する橋

ができなくても、とりあえずこの県道を使うことによって、ずっと先を見ていただくのと18号に近寄ってきますので、いわゆる18号バイパスの早期、効果の発現になるという位置づけにはなると思うんです。

石澤委員

ただ、そうやってくると、バイパスが、橋が完成した段階では二重投資だ、無駄になるという、そういう考え方も出てきますので。

北沢土木技監兼道路建設課長

それは現地で説明したかと思うんですけれども。この県道の整備は、今ある現道に事故が多いと。事故が多い、その加害者というか、そのいわゆる車の所有者というか運転者が、通過交通が8割ということですので、バイパスをつくることによって、その通過車両はバイパスを逃げるのではないかと。そうすることによって地域の安全が確保できるという位置づけから、このバイパスの、このクランクになっているものを、バイパス計画をつくりました。

石澤委員

繰り返しになりますけれども。ですから、それはわかるんです。だから18号の、バイパスの補完とか、そういうふうな文言がどこかちりばめられていますよね。ですから、そういう表現をわざわざやる必要はないだろうと、そういうことを言っているんです。

事務局

わかりました。

福田委員長

もっと「その地域の即した表現で」というお話、言葉のお話だと思います。誤解を少なくということだと思います。

ほかに何かございますか。ではなければ、こちらの方も、事務局案で「継続」ということに落ち着いたということによろしいでしょうか。

出席者一同

異議なし。

福田委員長

では、4件のうちの最後の1件です。資料の4 - 1ですね。上田市別所団地、県営住宅建替で、こちらは「中止」という形ですね。

小澤住宅課長

住宅部住宅課長の小澤でございます。よろしく申し上げます。県営住宅の建替事業でございますが、建替そのものについて新しい資料があるというわけではございませんが。前回の会議のときに、公営住宅だけでなく、住宅施策全般の中の位置づけがどうなっているかというようなご質問がございまして、住宅のマスタープラン、住生活基本計画の概要をつけさせていただきました。P 4 - 6をお願いいたします。

長野県住生活基本生活というのを、平成18年から27年の枠組みでつくってございまして。従来、長野県住宅マスタープランといったもので、5カ年計画が10年になっているという形になっております。

全体の枠組みにつきましては、ごらんのとおり、 から までの枠組みになっておりまして、右上のところに、 番のところに、「誰もが安定した居住を確保できる体制づくり」と。この中に公営住宅の計画的な建替を推進するということが記載をさせていただいております。

具体的な施策等につきましては、次のページの4 - 7の中に、同じ枠組みで取組と、それから目標等を記載してございますが、やはり右上の 番のところで、公営住宅の供給戸数といったものを記載してございます。供給戸数につきましては、平成18から22の5年間で7,500戸ということで、このうち建替で対応するというものが、5年間で1,500戸。そのうち県営住宅で700戸、市町村営で800戸と、こういう位置づけになっております。単純に計算しますと、5年間で700戸ですので、県営だけで約140戸ぐらいを建替をする必要があるというふうになってございます。

今回中止ということで出させていただきました、上田の別所団地につきまし



では、既にこの700戸、18年までの計画の700戸の中に入っておりまして、これから中止をする部分については、この700戸に入っていないという状況でございます。全体の位置づけの資料ということで説明をさせていただきました。以上です。

福田委員長

何かご質問とか？現地をたくさんの方がごらんになったと思うんですけども、ご意見とかがありましたら。

三木委員

私どもの話で困っていますのは、住宅造成で、いわゆる住宅自身の格差が広がって、いろいろな世帯の人が入れるような県営住宅とか市営住宅というような、そういう住民対策が考えられないんです。

小澤住宅課長

よろしいですか。確かに県営住宅、公営住宅、市町村営、県営を含めた公営住宅は、低所得者というふうになっておりまして、もちろん収入によって入れないという方もおいでになります。それから入れましても、収入の度合いによって家賃も違ってくるというようなことになっておりまして。それより上の方と言いますか、今、公営住宅は、基本的に収入では4段階で分けた、その一番下の方にお入りいただくというシステムで公営住宅ができています。ですのでそれから上の、2段階、3段階、4段階の方については、それぞれ個人でというふうになるんですが。なかなか個人というわけにもいかないものですから、最近、特公賃とかいろいろな名前で呼ばれておりますけれども、それより若干上の方のお住まいをサポートするような公的な住宅というものもできるようなシステムになっております。

ただ、公営住宅にお住まいの方は、全体でいきますと、今、全体の世帯数の約4%ぐらいが公営住宅にお住まいいただいております。その枠をもう少し収入を縮めようかというような国の方の施策もあります。

ただ、将来的にそれが全部なくなっていくというものではなくて、将来的に

もやはり公営住宅は、いわゆる住宅のセーフティネットという形で残していかなければいけないだろうというふうに思っております。

福田委員長

ほかに何かございますか。

これは現地でかなりいろいろ質問が出ていました。建替が進んで、そのときに一般的に出られた方も戻ってきて、特に今混乱が起きている状況がなかったと、現場で説明を受けました。ほかに何かございませんか。

ないようなら事務局案どおりに。

意見としては、そういった市町村と県とが、公的住宅の今後のあり方について整合を図るということを踏まえながら「中止」ということで、よろしいでしょうか。

保母委員

先ほど三木委員の方から言われた点と共通しますけれども。ちょっと説明との関係で、その4つの所得ランクの上の方との関係ではなくて、今、おそらく一番問題、今というか、これから問題になるのは、若い人の低所得が、あるいは不安定雇用の問題も含めまして、非常に大きな問題になっています。所得で言えば、年間200万円以下が1,000万人を超えているというような統計があります。そうなってくると、これおそらく普通並みのところのマンションや、あるいは持ち家をつくったりというようなことは到底考えられない状況が出てくる中で、そこを長野県としてどのように今後していくのかというような独自の政策なり、考え方をいろいろ詰めていく必要もあるのではないだろうかというふうに思いますので。

今までの延長で行くと、将来的人口がこうなるから将来はいくらだというだけではなくて、そのような、住宅というのは福祉政策でもあるわけで、そのあたりの新しい考え方が長野でつくられたら非常にいいなと思います。

福田委員長

若年世代で、今の収入が少ないというか、就職困難な氷河期時代の人たちも

いたんですが、長野でそういったことというのは何かあるんですか？

小澤住宅課長

いえ、私どもは特別そういう話はないんですが。全国的なお話では、ネットカフェ難民とかといった方をどうするかといったお話もお聞きはしているんですけども。現実的に県内で対応しなければいけないとか、というようなところまでにはまだ至っていないのかなというふうに思います。

三木委員

いいですか、大事な問題なものでちょっと一言つけ加えますと、それは市町村で必死になってやっているんですよ。今、親と同居しているから暮らしていける状況なんですよ。親御さんがもしいなくなれば、今、若い人たちは大変な状況です。一番は住まいなんですよ。住むところさえあれば・・・

三木委員

親の住宅と同居しているからいいんです。親が高齢化して介護するようになったり、親御さんがいなくなったときには、今、保母先生がおっしゃったような大きな問題が生じるということなんです。都会でネット難民が生じているということが、地方へ波及する前に方策を練らなければいけないということだと思います。

福田委員長

多分、この問題は、市町村の方が切実だと思うんです。去年も市町村から出てくる住宅の問題がありました。今後、県が住宅の福祉政策という点でサポートすることも、出てくると思います。この辺も意見書の中で、重要な問題ですので、触れさせていただければと思います。

岡本委員

今、若年層の格差が問題になったケースが挙げられたんですけども。私、長野県の詳しい調査研究をやっていないので、長野県では他県と事情が違うの

かもしれませんが。この問題に関連しては2つあって、1つは逆差別不満というのが大分あるんです。つまり一番低所得の人が入れたが、その上の人が入れない。だから逆差別ではないかというのが、方々であるということ。

それから、今、若い人が、親が亡くなったときにどうなるだろうという問題、今、三木市長が指摘されたんですけれども。その裏として、子供が都会に出てしまって老人だけで住んでいる。これは福祉との関係で、自分の自宅を守り切れなくなったときにどうするんだという、何と言うんですか、家はあるんだけど、その住宅を使え回せない人間のというような、そういう高齢者の問題。それから、若年のいわば低所得の問題というのは、両方絡みになりますから、全体としての福祉政策並びに社会政策的なものを全部睨まないと、その部分だけ取り上げてというのは、特に市町村なんかではご苦労なさると思うんですね。

それと、やっぱりここから先がよくわからないんですが、各市町村叩き合いで、自分のところは頑張るわけですけれども。それが地方分権ということでもいいことなのか。やはり、例えば県なら県の中では、ある程度のバランスということですか、県レベルでは公平性みたいなものがあつた方がいいのか。その辺も含めて、これはここで議論するようなレベルの問題ではなくて、もっと大きな問題ですから、そういう問題が絡んでいるんだということは、やはりこの際、自覚しておいた方がいいと思います。

三木委員

せっかくのいい機会ですから、地方分権の立場で、全国的に活躍されている先生がいらっしゃるのので、一つの例として申し上げます。

首都圏の23区は、中学生まで医療費無料化なんです、原則は。それで私どもは、小学校上がるまでが精いっぱいなんです。それだけの格差が具体的にあるということなんです。そういうのがすべての面に出ていますので、長野県だけで努力しても、都市と地方の格差というのはなくならないということですね。以上です。

福田委員長

すごい貴重な問題で、これが出たらもうきりがなくなってしまう。住宅は、

老々世帯の老々介護の問題とか、若い世代とか、また首都圏のネットカフェ問題というのもいっぱいあるんです。それをたくさんまとめることはできないんですけども、委員会の意見として、この辺を大変重く、今後期待してみたいということはまとめていきたいと思います。

平松委員

よろしいですか。これはこれで私自身も賛成せざるを得ないと思うんですが。当初から、前回のときからそうだったんですが、人口がこういうふうにどんどん減少傾向にあると、だからいらないんだということではなくて、もう少し質の議論を、できたら今後はしていただきたいなど。

だから当然、高齢化というのが進んできますので、トータル人口は減少しているけれども、こういう措置が必要な人たちというのは逆に伸びている可能性も大きいですから、そういう実のある何か措置というのを心がけていただきたいというふうに思います。

福田委員長

多分、県の方では、この4 - 6、4 - 7で補足するということで、ご説明いただいたという形なのかもしれません。ですが中身として伝わってこない。文字面というか、どこにでも書いてある表現になってしまっていて。長野県での住宅政策が見えない、どこにでもあるような体系になってしまっているのかなという感じ。そこが、平松先生のご指摘につながっているんだと思うんです。長野県として、今後重要になってくるポイントと思うので、よろしく願いいたします。

ほかに何かございますか。

それでは、4つの審議は終わりました、いろいろな意見をきちんきちんと入れながら、意見書としてまとめていくということで、一応4事業全てが、事務局案どおりということになりました。

このまとめ方について、皆様のご意見を伺っておこうと思います。去年は選挙とか、知事の選挙とかがありまして、第1回の委員会が12月だったんです、12月末。それから1月に現地へ行って、2月に審議して、それで私が叩き台を

書いて、事務局からメールで皆さんに送っていただいた。その後3月に、そのまとめを諮ろうとしたら、皆さん忙しくて、過半数が集まらなくて、メール上のやり取りで終わってしまったという経緯がございます。

今年は、時間的にはあるんです。今、11月には審議を終えて通ったということです。そこで次回の12月21日までに、私が、とりあえず叩き台をつくって、事務局経由で皆さんにお送りしておく段階ぐらいでよろしいでしょうか。

皆さんには、あらかじめお送りしておく方がいいと思います。次回は、その叩き台をもとに議論をいただいて、修正なり、表現なり、追加なりをしていくことで、まとまっていくと思うんですけれども。

今のは、私の案ですけれども、いかがでしょうか。ほかに何かこういう進め方というのがございましたら。

昨年度の意見書は、第1回委員会でお配りしていると思います。

ほかのご意見がないようなので、では、12月15日ぐらいに、叩き台の中の叩き台というみたいなものを皆さんにお送りして、21日はそれをもとに議論するという形で進めさせていただきたいと思います。

事務局の方はそういった進め方でよろしいですか。

それですと、今日の4つの審議は、ちょうど3時に終われたんですけれども。

このあと15分までちょっと休憩いたしまして、3時15分からは浅川ダム議論に入り、4時半ぐらいまでやっていきたいと思います。それでは休憩ということをお願いいたします。

(休憩後)

#### 4. 浅川ダムについて

福田委員長

浅川ダムにつきましては、前回、県としては「審議事項とはしない」ということになりました。そのあと、私の方で9月の12日ぐらいでしたか、皆様にアンケートを送りまして、匿名で返答いただいて、そのアンケート結果ということでまとめたものをお送りしたと思います。9月20日にお送りしたと思います。

そのときに、アンケートの分析結果と判断理由を含めて、「審議という形ではなくて、提言としていきたい」ということでまとめました。

それについて、皆さんから私に対して、「何が何でも審議」という形ではいただいております。審議か提言かについては、多数決とはしたくないんです。けれども、もし「審議」とすると、せっかく「提言」まで折れて同意をいただいた方々の中に、「審議になるんだったら委員会を降りる」という方がいらっしゃるような感じでしたので、私は委員会の崩壊は防がなくてはいけませんから、「提言」という形で進めさせていただくとしました。

そこは、それでよろしいでしょうか。

内山委員

今の件ですが、私は当然この委員会で審議すべき案件だろうと思います。なぜ審議しないのかというのが理解できません。

福田委員長

これを繰り返したら、本当に時間がなくなってしまう。時間がないという言い方は、委員の皆さんに説明にならないかもしれないんですが。別に私は、県についているわけではないです。本来は審議すべきと。

1月30日の部長様からのご発言にもありましたから、私たちは審議するものだと思って、2年目の委員会に臨んできたわけです。でも、県はもう絶対審議はしないと、前回ありまして、これ堂々めぐりで繰り返すだけで、ここをしない・するでやっていたらもう日にちばかりたってしまっただけで、委員会として逆に機能していないということになってしまうわけですね。原部長様の方でも、譲歩してというか、「提言としてまとめるのだったら受ける」という、県のそういう姿勢に対して、委員会としても、提言の形で審議できるんだしたらとしたのです。県が、「審議事項としない」ものを無理に強行に審議、審議とする姿勢も貫けるものではないので、中立な立場をとって提言と。

今回の提言を社会的に残していく役割というのは、非常に大きいと思います。提言につきましては、委員の皆様からは、中身についても賛否両論いろいろあるものだから、多論両論併記でしていく。手続面とか財政面とか、あと技術論

的にはこのメンバーではかなり不可能に近いだろうけれども、多角的な視点からやっていき、公共事業のあり方を問う機会として公表していけるのではないかと。県民に投げかけられるんじゃないかと、そのようなご意見もいただいているわけです。そういった意見が、委員会の8割、9割を占めていると思います。

その意義の重さを考えると、このメンバーで審議をやって別に中止に追い込めるわけでも、逆に「中止をやめて続行」しようとかという意見にまとまっていくとはとても考えられない。それを審議をさせないと県が言っているわけですから、入口の部分でもめることというのは、これ以上時間を割くわけにはいかない。

その代わり委員会がある程度自由度を持って、そして資料請求したものを全部受ける形で県にも受けていただいて、それで提言をまとめる。それは世の中に問うていくもの、全国にも共通のことがありますので、社会に問うていくものになるのではないかとということで考えています。

一応そのような方向を、ほとんどの委員さんが、いいんじゃないかということになっているんですけれども、よろしいでしょうか。

内山委員

いや、異議があります。

福田委員長

もし、反対していかれるということだったら、この委員会ではなくて、いろいろな形で反対のしていき方はあると思うんですよ。そのときに提言を使っていたりとか、大いにできると思うんですけれども。

内山委員

それはそうなんです、ここの公共事業評価監視委員会で、過去に3回から4回、浅川のダム、今回は河川整備計画の中の浅川穴あきダムなんです、それを論議してきて、継続を2度にわたって承認したり、中止を承認したりという経過があるわけですね。それが装いを改めてもう一度出てきているということでは、今までの経過がありますから、当然ここの委員会では審議の対象であ



ると。絶対審議させないというのは、これは県側の、はっきりした言葉で言えば、暴挙以外の何ものでもないと思っています。

福田委員長

そういう意見も皆様からたくさんいただいているんです。しかし提言としてまとめるという方向は、それも一つの審議の形を変えた形だと思うんですね。是非を議論して、中止に追い込むとか継続だという形ではなくて、それをもう一回県民に投げかける。もしかしたら住民投票でもいいし、委員会が責任を持ってやろうとして提言をまとめたことに対し、長野県民自身が反応してこないのであれば、これは仕方がないという形になってしまうという考えもあります。

いろいろな問題があると思うんですよ、この進め方や手続にしても、何にしても。だけどそこを、審議か提言かでもめてやっても、1日やっても終わらないので、ほとんど多数決という形ですので、提言とさせていただきたいと思います。

内山委員

ほかの委員の意見も聞いてみていただきたいんですが、その提言としてまとめたいということには、私個人はやはりおかしいと思いますし、それは賛成できません。

福田委員長

アンケートは、本当に本音で書いていただくために匿名でとったんですね。名前でとなってくると、皆さんやっぱりいろいろな立場がありますから。本当の本音の部分で、皆さんがよくここまで書いてくださったと思っています。提言では、今後も本音の部分も出てくるとは思いますけれども、相当厳しい言い方で、県に対しても厳しい公表なり公開なりがされていくと思いますけれども。

今、諫早だって、何年かかって手続なりいろいろな形を変えながらやってきたという問題が、造られた後に問われている。長野県でも同じようなことを繰り返します。審議する・しないレベルを、この委員会のメンバーで論じる場にはしたくない・・・

内山委員

ここで論じていただきたいです。審議する・しない。その提言でまとめるといことじゃなくて、審議するのか、提言にした方がいいのかということ、今日、出席の委員の中で、まずそこから論議したいと思います。

福田さんがその提言でまとめたいというのは、それは福田さんの意見であって、私は、これは審議対象であると思っていますから。

福田委員長

わかりました。ご意見のある方、どんどん言ってください。ちょっと時間的な面もありますけれども。

保母委員

審議対象にする・しないという問題は、その主張ということではなしに、県の方で前回、第1回のときに説明された、この審議対象ではないという根拠の問題、そのところをそれでいいかどうかということは確認して、その上でその問題について、どうするかを考えた方がいいんじゃないかと。

今、ちょっと見ておりましたら、青山さんの今日配られたもの。何枚目ですか、6枚目ぐらいのところですか、6行ですか、そこに、こういう内容だったと思いますけれども。長野県土木部の話として、旧ダム計画は、というのはこれは浅川ダムですよね。旧ダム計画は既に中止になっており、今回は新しい事業として計画した。だから新しいから、時間がたっていないから、監視委員会の審議対象ではないと、こういうことですよ。県はこの説明でよろしいですか。

福田委員長

その前に。配付している資料について、内山さんから地図と手書きの資料と、あと「減災による安全な長野県を目指して」というものと、国土交通省大臣に対して出された審査請求書という資料が出されてございます。そして青山さんからは、今日ご欠席ということで、今、保母先生が言われていましたとおり、中止になった事業を新規としてやるんだということについて、(4)でダム事業自体は河川法に基づいて、「学識経験者等から構成される委員会等での審議を経

て、それを、公共事業評価監視委員会に代替させることができる」という部分ですね。

青山先生は、「河川整備計画の策定・変更を行った場合には、再評価の手続は行われたものとして位置づけることができる」といった文に対して、要するに「河川計画ありきで、学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て」とあるんですけれども、「審議」になっていないのではないかと。要は、もうつくられた河川計画に対して、2、3回ヒアリングを行ったもので、要は中止とかスタートさせるということでの再評価の責任の所在が明らかでない、それでいいんだろうかという質問ですね。

#### 田口委員

一つは、先ほど内山さんが出した、この委員会が成立するかしないかというところもかかってしまうので、その辺もちょっと議論というか意見をもらいたいんですけれども。その前に、長野県公共事業評価監視委員会設置要綱の2の3で、「その他、監視委員会が必要と認めたもの」について審議を行うと書いてありますよね。だから本来は、委員会が認めれば審議ができるというふうに考えていいわけですね。

というのは、前回、ここの委員会に対し、市民団体からの公共事業（道路）に関する意見書・要望書などが提出されたと聞いています。私、その意見書を各委員に配らないこと自体がちょっと不思議だったんですけれども。いずれにしても、今までの県が諮問してきた内容というのは、かなり進んで、どちらかという、もう今さらというような内容のものだけが、実際にここに審議対象になってきているんですけれども。実はそうじゃない、もっと大事な問題を含んだ公共事業が結構、長野県の中にはたくさんあるわけですね。そういったものに関して、本来だったらこの委員会で評価すべきだと私は思っているんです。

そういう環境の中で、外からこの委員会に対して要望書、意見書が出てきているわけですね。だからそういうことを含めて、審議対象になるか、ならないかという、そういう判断をするべきものであり、その辺をちょっと答えてもらいたいです。

福田委員長

県の方からお答えいただけますか。青山先生と田口さんの意見ですね。この(4)に関連してなんですが、梶山先生からも来ていまして、  
、  
と書いてあるものです。については資料請求とか質問なんですけれども、の部分で、「県事務局に決定権がないんじゃないか」と。要するに、県事務局から(4)を持ち出してそういった説明があるけれども、それは決定権が事務局なのか、「この委員会に諮らないよ」と言った責任者はだれなんですか、そこが見えてないんですよということですね。本委員会は知事の諮問機関と考えられるので、穴あきダム事業を本委員会の審議にかけるかどうかの決定権が知事にあったんじゃないのかと。だから知事が自らに、出席を求めて説明をしてほしいというところまで書かれているんですが。これをしていただくかどうかは別として、「そもそも、ここに諮らないとしたのはだれですか」と。

そしてもう一つですね、ダムのスタートなり、中止をスタートに変えたその最終責任ですね。青山先生、梶山先生、田口さんのご質問にご返答いただけますか。

事務局(手塚技術管理室長)

では事務局の方からよろしいですか。

福田委員長

はい、お願いいたします。

事務局(手塚技術管理室長)

青山委員さんからの質問につきましては、先ほど委員長が説明したとおり、国の公共事業の再評価実施要領の(4)のところですか、先ほど委員長さんが言っていたいた・・・・

福田委員長

そうですね、前回の委員会で配られたものなんですけれども。

事務局（手塚技術管理室長）

今のお話の中で、学識経験者等から構成される委員会等での審議を経てというのが、ちゃんとこれに該当するかというお話なんですが。

浅川の河川整備計画におきましては、学識経験者、それから水利関係者等もございますが、そういう学識者からの意見をいただきまして、それに基づいて河川整備計画を作成しているという経過から、この学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、というのに十分該当するというふうに解釈しております。

福田委員長

審議はされたわけですか。

事務局（手塚技術管理室長）

ヒアリングではないです。そこでいろいろな意見を出していただいたと。ただ、ダムや河川整備計画に賛成か反対か、というような委員会での取りまとめということではありません。

福田委員長

ではないですよ。要するに計画ありきで、河川計画に対しての意見ということですよ。

事務局（手塚技術管理室長）

そうです。計画の中身に対して審議してご意見をいただいたということです。

福田委員長

それでは、そのヒアリングをした学識経験者とか、住民とかのその皆様が、自分たちのヒアリングの回答等が、この長野ですごく重要な、大問題となってきた「ダムを継続するか、脱ダムでいくのか」といった、自分たちの発言がそれを動かすぐらいの再評価の手續にかわるものだということは、ここのヒアリングの対象の皆さんは知っていたんですか。

事務局（手塚技術管理室長）

これは再評価の手續にかわるものかどうかというところまで知っていたかどうかはわかりませんが、当然これだけの問題になっているものですから、それぞれの委員さんは、それぞれの学識なりお考えに応じて、意見を言われたと思っております。

塩原委員

この前、私がお聞きしたのは、そういう委員会が、国が言う委員会等というのに該当するのかなのかと。河川審議会のように恒常的に設置されている委員会を言うのじゃないかと。臨時に招集された委員会が、果たしてその委員会に該当するのかなのかということは、やっぱり問題だと思うですね。それを、この前、私、お願いしたんですけど、国が認めたというんだったら、認めたことを文書で出してくれとお願いしてありましたけど、それはどうになりましたか。

岡本委員

ちょっとよろしいですか、交通整理させていただきます。まず本来は、ある条件を満たしたものについては検討、例えば5年経過、10年経過、云々かんかん、こういうものについては検討しようということで、この委員会が立ち上がっています。それで、浅川はまさにそれに該当します。ところがその浅川の場合は、もう一つ、河川整備基本方針というのがまず上段で決められて、それに基づいた河川整備計画の段階では、有識者会議というのを組織するんです。私も利根川でやっていますけれども。有識者の中には、いわゆる一般市民代表といったような、狭義の学識経験と言えない方もいらっしゃるけれども、高木先生のような河川工学等々の専門家、私も、例えば農業用水の専門家等々入れた学識経験者というのに入っております。

国土交通省の通達だったと思うんですけども、これは本来は、この監視委員会では本来審議すべきものを、河川整備計画の有識者会議で議論した場合は、それをもって代替することができるという通達なんですね。そして、それは室長がおっしゃったように、正式に河川整備計画の、知事が、この場合は二級河

川ですから知事ですけれども、知事が任命したその正式な委員が責任を持ってご討議申し上げたと。ただそれを、最終的にどうするかを決めるのは、これは国の場合で言うと国土交通大臣、あるいは地方整備局の局長であって、有識者の意見はあくまで参考にすぎません。それと同じ構造で、ここも、仮に我々がどういう答申をしたにしても、それは重みはありますけれども、その最終判断、この答申を受けて知事がどうなさるかは、知事最終判断という仕組みは同じなんですね。

ですから、その手続上、今の、向こうでやったから、もうここでやる必要はないというのは、私は手続論としてはちょっと抗しがたいところがあるので。私は内山さんに申し上げたいんですけども、私はそういう意味で、これはもうここで改めて審議ということは、手続上それは難しいと思う。しかし、これだけ世の中を動かしたものが、こういう委員会がありながら、そこを全然議論されることなしに終わったのでは、我々ここに席を連ねるものとしての社会的責任があるから、やはりここで討議はしたいと。そして、ここで我々が提言という、審議ではなくて提言という形で世に改めて訴えることは、やはり県としてお許し願いたいと思う意味合いで、先ほど福田委員長がおっしゃったような形の取りまとめに私は賛成したわけです。

#### 福田委員長

ということは、今、青山先生と田口さんと、梶山さんから出ている内容については、今、岡本先生がご専門の立場からはっきりさせていただいたんですけども、「代替できるものだ」と。でもそれは、「参考」というか、非常に重要な参考なんだけれども、結果をどうするかは、もうやっぱり事務局の意思の部分だと。この委員会に諮らない、いわゆる諮りたくない、諮る必要がないという、「代替があったので、もうこちらでいいから、要するに継続だ」という形での意思。

#### 事務局（手塚技術管理室長）

それで、この梶山委員さんの質問ですが、委員は知事が委嘱いたしますけれども、この委員会に審議にかけるかどうかというのは、県の公共事業再評価委

員会というのがございまして、そこで再評価案というのをまとめて、それを監視委員会の方へ審議をお願いしますという形でかけます。

福田委員長  
県内ですね。

事務局（手塚技術管理室長）

はい。ですから、知事にその審議にかけるかどうかの決定権があるということではございませんで、県の再評価委員会にあるということです。

福田委員長

では最終的に決めたのは、県庁内の再評価委員会が、この委員会に諮らないと決めたという・・・

事務局（手塚技術管理室長）

諮らないというか、評価監視委員会に今回かける案件を決めたということです。浅川ダムについても、こういう扱いをするというのは決めております。

福田委員長  
知事ではないということですね。

事務局（手塚技術管理室長）

知事ではないです。県の再評価委員会で決めております。

岡本委員

再評価委員会というのは、副知事を長とするということですね。

事務局（手塚技術管理室長）

そうです。



三木委員

今いろいろな、青山さんとかいろいろご意見がございますから、そういうご質問に対しては、県の方できちっと文書で答えていただくということでやっていただいています。私は岡本委員さんがおっしゃったような、極めて理論的に整理していただいたんですが、岡本委員さんの考え方に賛成であります。県の方の意見として、今、再評価委員会の方で、これが議論の対象にならないということでもありますので、審議するのではなく、提言という形でまとめていただくのがいいのではないかなと、私も同感でございます。

福田委員長

ほかにございますか。

塩原委員

それは、実質的には田口さんが言った、ここで審議をすべきものと、審議してもいいという規約があると言っていましたね。実質的には、その規約を援用するということになるんでしょうか。

三木委員

私は審議をする必要はないと思っております。

福田委員長

提言。

塩原委員

審議と提言はどういうふうに違うんでしょう。

三木委員

審議ということは、可否を決めるということですよ。提言は、可否を決めるのではなくて、意見として申し上げるということですから、違うと思います。

福田委員長

ここで中止か継続かとか、それに対しての是非を論じるのではなくて、いろいろな多角的に意見をまとめるということです。

三木委員

そしてぜひ土木部にお願いしたいのは、いろいろな疑問があるものについては、文書できちっと答えられた方が、私は県民にとって理解が深まると思います。

田口委員

長野県公共事業評価監視委員会要綱第2の3の、「その他、監視委員会が必要と認めたものについて審議を行う」は、簡単に言えば、この委員会が認めれば審議してもいいということなんですか。その辺ちょっと事務局に聞きたいですけれども。

事務局（手塚技術管理室長）

では事務局の方からお答えいたします。この委員会設置要綱の第2でございますが、これには基本的に監視委員会は、県が作成した再評価を実施する事業の一覧表の再評価案について審議するということになっております。必要と認められたものについて審議を行うというのが、再評価要領にもあるんですけれども。

これについては、市町村から審議をお願いする事項があった場合には、この評価監視委員会で、市町村の事項についても審議をお願いしたいと、そういうことができるようにということで、この要綱があるものというふうに考えております。もともとはそういう考えでこれを入れたことでございます。

内山委員

それは県の方の自分なりの解釈であって、この言葉どおりにこれを運用すれば、この委員会で審議対象かどうかということを論議して、では審議しましょうとなれば、ここでやってもいいんじゃないんですか。

事務局（手塚技術管理室長）

県では、県の再評価案の審議をお願いしたいというのが原則です。

内山委員

だけど今の、その他必要とある場合にはということで、それをそのとおりに解釈して運用すれば、県が自分なりの解釈を出していくのではなくて、この場でもって、審議対象の案件かどうかというのは、この場でもって論議すればいいということじゃないんですか。

福田委員長

だから、今、委員会の中でも、審議じゃなくて提言がいいという意見か、審議を絶対すべきかということで、やっているんですよ。どうでしょう、これ多数決でやってしまった方がいいでしょうかね。

田口委員

やはりその3の解釈はしっかりしておいた方がいいと思うんです。だって委員会が成立するか、しないかは別問題なんです。

三木委員

3の解釈なんですけれども、私は私なりにこういうふうに考えるんです。公共事業再評価委員会から委託を受けて、県の事業については、今回の監視委員会がやっているわけなんです。その他必要な事項というのは、その範囲内であくまでするということだと思います。それは法律がありまして、条例がありまして、私どももそうなんです、条例でその他必要な事項云々というのは書きますけれども、それは法律の制約のあるときに、その制約の中でやって行くということだと思います、私は。

もう一つは、県の方で今言ったように、私どもの市町村の意見を、県事業ではなくて市町村でもめた場合について特に認めるということであれば、それは県の公共事業再評価委員会の中で判断するのではなくて、直接、監視委員会にかけてくださるという解釈であれば、私はそれはその一つの解釈として成り立

つと思います。

ただお願いしたいのは、こういう疑問のあるものについては、きちっと県の方で文書でやっぱり出していくべきだと思います。前回、問題があったのにもかかわらず、そういう説明を今回のときにきちっと出していただければ、こういう議論にならなくても済むということだと思います。

福田委員長

わかりました。では、今、三木市長様おっしゃってくださったように、委員からの質問に対しては、県から文書の回答でお願いいたします。

まず青山さんの「(4)判断の根拠」について、文書でお願いいたします。

2つ目としては、この梶山さんに対して、事務局に決定権はないということで、知事と呼んでほしいということだったんですけれども、「当委員会に諮っていかない、その責任、決定権者はだれか」への回答を文書でお願いいたします。

それと、田口さんへの回答で、「県としてどう解釈して、監視委員会には諮らないと判断したか」と。

その3つについて、文書でご回答はお願いできますでしょうか。

事務局（手塚技術管理室長）

次回の委員会に文書で提出いたします。

福田委員長

それ以外は、梶山先生からは資料請求があります。

1番は、河川基本整備方針において、いかなる位置づけを穴あきダムが与えられているかということですね。

2番目に、河川基本計画においていかなる記述がなされていて、その審議経過を時系列で示すような資料、全体的な見える資料を提示してほしいと。

そして3番目として、本件の事業が、河川基本整備計画の段階を過ぎて、工事計画の具体化とその手続に入った段階に既にあるのか、まだ計画段階なのか。計画段階であれば、これを今後いろいろ計画的に考えていくこともあるだろうと。ただ、工事という手続段階に入っているのかということですね。

5番になりますけれども、仮に上記3の段階で工事段階に入っていないのであれば、3に書いた質問資料は不要になる。その反面、工事段階でないなら、県の事務局の方で、この段階で本委員会の審議事項でないとする見解を有することが、ご自身としては理解できないと。このようなご意見をいただいています。

これについては、1、2、3の資料については、提言だろうが審議だろうが、ご請求するということなんですけれども。これについては、用意いただけますか。

岡本委員

委員長、ちょっとよろしいですか。ちょっと専門家に、当局に説明させると多分条文どおりにやるのでかえってわかりにくいと思うので、私の質問の形でやります。まず、河川整備基本方針に浅川ダムは載っていましたよね。

内山委員

いや、河川整備基本方針がないんですよ。

岡本委員

まだないんですか、これは、ここは。

内山委員

ないんです。河川整備計画だけが、今、出てきています。

岡本委員

いや、そんなことはあり得ないんで。

内山委員

いや、あるんですよ。

塩原委員

実際そうですから。

岡本委員

整備基本方針はどうなっているんですか、ここは。

小平河川課長

県の河川課長の小平でございます。今、お尋ねの河川整備基本方針でございますけれども、これは国が定めることになっております。浅川の場合は信濃川水系ですけれども、現在、国で策定中の段階でございます。

岡本委員

つまり事務的に、本来先行すべき上位計画の河川整備基本方針が、現在、進行中であるということですね。これは、前にあった旧河川法の時代の計画も同時に進行していますから、過渡期にあるわけですが。その流れで、おたくとしては、本来ならば先行すべき国が定める信濃川全水系の河川整備基本方針というものが、今現在、策定中という状況を横にらみしながら、この浅川ダムを含む河川整備計画という下位計画に着手されたと、こういうことですね。

小平河川課長

国が現在作業中ですので、並行しまして・・・

岡本委員

並行ですね、横にらみですね。

小平河川課長

浅川に関する河川整備計画を策定いたしました。河川整備計画です。

岡本委員

整備計画ですね。整備計画については、当然、有識者会議と言いましたか・・・

小平河川課長

学識経験を有する者。

岡本委員

いや、というんですが、ここで要求されているのは、学識経験というのを、特にマスコミの方もいらっしゃるから申し上げるんだけど、大学の先生とか専門のコンサルの人とかという河川工学的な、あるいは特殊分野の狭義の特殊専門家以外に、例えばマスコミ代表、あるいは市町村長といったような方も入っている場合があります。ですから、そういう意味合いですよという。だから、役所の場合ややこしいんですけども、学識経験者といった場合には、狭い意味での専門家以外に、いわば市民的な代表というものも入っているよということも一つですね。

それから次に、そのところで、現在、審議を何回かやられたと思うんですが、それはもう、有識者会議はもうこれで終了されていますか。

小平河川課長

すみません、結論から言わせていただきます。浅川の場合には、公聴会を開きました。整備計画につきましては、意見聴取を終わりました、市町村長の意見聴取も終わりました。

岡本委員

つまり、ではちょっとそのところ飛びすぎるので、有識者会議が終わりません。そうするとこれは並行してもいいし、有識者の意見を受けた上で、その後でいいんですが関係市町の公聴会を、これ市町村長ではなくて、各地域の住民への公聴会を開催します。これは当然やられましたよね。

小平河川課長

やりました。

岡本委員

そして、それを、つまり有識者並びに地元の方々の公聴会の反応を受けて、  
そして最終的に河川工事基本計画・・・

小平河川課長

河川整備計画ですね。

岡本委員

失礼、河川整備計画の案が確定します。そうすると、今度はこれをさらに関  
係市町の首長さんに投げますね。

小平河川課長

いたしました。

岡本委員

それはもう終わられた。

小平河川課長

はい。

岡本委員

そうしたら皆さんからOKが来たと。

小平河川課長

来ました。

岡本委員

そういうことですね。はい、わかりました。



小平河川課長

それでまだ進んでおりまして、国へ認可申請もいたしました。認可もおりました。

岡本委員

認可がおりますと工事計画で、今の梶山さんがおっしゃっておる河川法に基づき、この場合は土石、何条、何条がありますけれども、この手続は既に入られたということですか。

小平河川課長

利水については今回はありませんから不要です。その他の工事につきましては、河川管理者がやる工事ですので、手続は不要でございます。

岡本委員

そのところが、ここが、本来ならば河川管理者というのが、国がいて、例えば我々で言えば、農業用水は土地改良区が申請するんですが、この場合は県知事がこれ河川管理者であるし、と同時にこの事業、だから知事が知事に許可を請う形になりますね、別人格ですけど。

小平河川課長

河川管理者がする工事でございます、その長は知事でございますので。

岡本委員

ですから、河川管理者自体が行う工事、国で言えば、国が直接行うような工事がありませんよね。それに準ずるからこのような手続は一切不要であったと、こういうことですね。

小平河川課長

はい、さようでございます。

岡本委員

わかりました。

保母委員

関連の質問です。これは梶山委員ですかね、出ている河川整備基本方針というのがありますね。岡本先生、河川整備基本方針があつて、これが上位計画ですよ。その次に河川整備基本計画というのがここに書いてあるんですけども、基本というのはいないんじゃないですか、法律上。

岡本委員

整備計画です。

保母委員

この整備計画が、この浅川の場合には7月ごろに県案がまとまって、手続をいろいろやってまとまって、そして8月22日でしたか、そのときに国の方の認可がおりているということですね、そういうことですね。

岡本委員

ついでに言いますと、基本方針と整備計画の差は、粗っぽく言えば、基本方針というのは将来、未来永劫をにらんだ最終ゴールなんです。整備計画というのは、ここ20～30年、実際にこういう施設、こういう工事をやりますということを含んだ具体的な計画。そこに差があります。

福田委員長

今、岡本先生からご説明いただいて、大体のところを皆さんもこうイメージできたというか、ご理解いただけたと思うんです。「本来の手続を、なぜ飛ばせられたか」というようなところも、文書で次回渡していただけたらと思います。

内山委員

いいですか。今、河川法の16条と16条の2の河川整備基本方針と河川整備計

画についてのお話がありました。この長野県の浅川の河川整備計画については、この8月22日に、国土交通省関東地方整備局の認可がおりているわけです。ところがそこまでの計画決定までの手続、認可までの手続に重大な瑕疵がある、違法があるというふうに私は思うものですから、今日、資料としてつけたこの審査請求書で、いつどういうことをやってどういう手続をとったんだと。しかし、長野県がとった手続はおかしいでしょうということを具体的に書いたのが今日の資料です。それで行政不服審査法による審査請求の手続をとったということです。

福田委員長

そうですね。これは、内山さんをご用意してくださった資料ですが、今日、これに戻って、適切だったか、不適切だったかということ、審議する予定はないので、皆さんには、後で目を通していただいて・・・

内山委員

今日は、ですから提言でもいいんですけども、私はこの評価監視委員会の当初からの任務なり役割からすれば、この浅川ダム計画というのは、当然この委員会の審議対象であるというふうに今でも思っていますし、それを長野県は、いや審議に、諮問しないんだということを前回から非常に強く言っておりますけど、それをどうするのかということだけを交通整理して、これから、では仮に提言の場合には、どういうふうにこの委員会でこれを論議していくのかという方法論を考えていただけたらと思います。

ただ、私は提言ではなくて、当然ここでは是非を争う審議対象であると思っていることには、先ほど申し上げたように、その考え方は変わりません。

三木委員

今、内山委員さんがそういうお考えであれば、私は提言の中で、内山委員さんの意見として審議事項だということを書いて、内山さんの意見を述べていただくのがいいと思います。

福田委員長

というか、審議事項であると思っている方というのはいっぱいいらっしゃると思うんですよ。ただ、そういったことも含めて「提言」ということで、委員会がまとまってきているわけです。だから、提言をまとめる進め方を今、話し合いたいのです。

内山委員

その辺がね、私は、福田委員長の今日の進め方に、最初から提言でというふうに持っていかれる、それがおかしいんじゃないかと。そうじゃなくて、提言なのか、審議なのかということを、今日の委員会の中で、先ほど田口委員が言ったように、要綱の解釈の問題も含めて、県が勝手に自分なりの解釈を押しつけるのではなくて、この委員会としてどう考えるんだということを整理すべきだと思っています。

福田委員長

それはそうです。だから、いろいろ質問が出ますよね。これに回答をいただいて、それを受けてどう考えるかとか、どうしていくかを、委員会としての考えをまとめるということにしたいんです。

内山委員

まず第1段として、審議対象なのか、提言としてやるのかということをもまだまとまってない、結論が出ていないでしょう。それをかけていただきたいと、諮っていただきたいということです。私は提言じゃない、提言の案件ではないと思っていますから。

福田委員長

諮るといっは？

内山委員

この委員会で。

岡本委員

私は提言でやむを得ないという意見を申し上げました。

福田委員長

皆さん、青山先生、梶山先生、三木さん、岡本先生は、今、「提言でよい」との方ですね。このあと、どういう形で決めていけばいいでしょうかね。

平松委員

提言か審議かということなのですが、河川整備計画ですか、その中で審議というか、学識経験者会議の中で決定されて、それは今回のこの評価委員会ですか、再評価の委員会を兼ねることができるということになっていますので、それをちょっと反故にして、ここでまた審議ということになると、また最初からの振り出しになってしまいますので、私、個人的には提言ということによろしいんじゃないかと思います。

それで、この問題は、何もこの浅川ダムに限らず、今後、いろいろな問題が出てくると思うんですね。それに対する布石を打つという意味でも、この委員会の中でそういう意見を出すというのは、非常に意義深いことだというふうに私は理解しています。

高木委員

もうはっきりさせた方がいいんでしょうから、私自身も最初から提言でやむを得ないと。途中から、今年から参加している者にとっては、一体全体何かここで起きているんだろうというぐらい、ちょっと驚きの委員会ではありました。

最初にいろいろな資料をいただいた段階では、何で審議しないんだろうということは強く感じました。だけど、いろいろな経緯を、お話を聞いていて、これは、今、少なくともこの委員会も、まだ例えばあと2年、3年かけてじっくりやっていけるんだったらば、いろいろな方法があるのかもしれないけれども、多分あと数回程度で、きちんとした審議を今からやっていくというのはとても不可能だと思いますし、それよりも実質的に提言の形で実をとるといって、県民にとって何が良かったのかということをはっきりさせるのは、私にとっては大

変いいことだと思imasるので、私は提言でいいと考えております。

#### 塩原委員

今まで出ましたいろいろの県に対する注文がございましたね。要綱の解釈とか、それから県知事の権限なのかどうなのかというようなそういう問題を、文書できちんと県から提出されるということが、まず第一の条件。それから2番目の条件としては、審議と同じような内容を討論すると。そういう条件がつけば、提言でやむを得ないと。その場合にも、本来は審議すべきものであるが、諸事情によって提言になったという、そういう認識で提言の論議をするというふうであれば提言でやむを得ないと、そういうふうに思います。

#### 平松委員

前回のこの議論の中でも、今日、この浅川ダムに関する議論というのは、かなり重複しているんですね。だからすごく時間のむだとまでは言わないですけども、同じ質問をしてもしょうがないので。

先ほど来から各委員の先生方から言われているように、疑問点というのはもういくつか明らかになっていますので、それを事務局で明らかにしておいていただいて、それでこれはこうです、こうですという形で、スムーズに会議が進むように配慮していただけたらなというふうに思います。

#### 福田委員長

わかりました。皆さんから提言でという意見が多いんですけども、内山さん、提言でよろしいですか。

#### 内山委員

提言の場合に、この委員会として、その提言をつくるまでの作業なり、道順をちょっと少し考えていただきたいと思います。時間もどの程度かけるのか、できればじっくりかけていただきたいと思います。

福田委員長

日程についてとか、時間についても、委員さんそれぞれあると思いますし、進め方やまとめ方の議論に入っていきたいと思いますが。

梶山先生の方から、これについても来ていまして、「提言」という場合、検討のための会議の日程とか、回数とか、大体普通の委員会で、1年間の日程というのは大体はっきりしているんです。今回、先ほどの4事業の意見書については決まりましたけれども、その後の回数、日程ですね。これをどう考えるのかということで、事務局に質問が来ています。

事務局（赤羽主任専門指導員）

12月21日では、対象案件についてはまとめていただきたいと考えております。あと浅川についてのお話し合いにつきましては、最終は任期の3月いっぱいということで、それまでには提言がまとまる形をお願いしたいと思います。あと何回、どういう日程で行うかというのは、委員会の方で決めていただければ、事務局としてお手伝いいたします。

福田委員長

何かご意見はございますか。

三木委員

よろしいですか。じっくりやるのは結構なんですけれども、何回も何回もやるというのも、私はどうかと思います。ですから、基本方針をつくっていただいて、どういうところが問題あるのか、そして提言ということになりますと、多分それぞれの委員さんの思いがあると思いますので、それぞれの委員さんが、基本的には各委員さんとしての意見を出していただいて、最大公約数的にこの委員会でまとまることがあれば、まとまるという形でやっていただくのがいいと思います。

内山さんのように、非常に浅川ダムに造詣が深い方もいらっしゃいますから、そういう内山さんのような方はそういう意見を出していただく。ただし、それを委員会としてまとめるということになりますと、3月までではちょっと無理

ではないかなと思っています。以上です。

福田委員長

ほかにございますか。私は、「提言」だと言ったときから、この進め方やまとめ方という方の議論に、今日の重点を置きたかったんですね。

私の方で、素案を用意してこなかったので申し訳ないんですけども、まとめ方には2つの方法があると思っています。

1つは、一人一人が個々の名前を出すような形で出していく。内容により、本編と資料編に分けて出していくのはありだろうなと思っているんですね。

専門的にじっくり書いていただいて、持ち寄る形でやって、その最大公約数的なものを、総論として出していく。

各論では、これは個々の主張でもあり、あと多論両論併記になっていく部分もあると思うんです。必ずしもそこをまとめ切るということは時間的にも不可能だと思いますので。ですから、そういったのが一番いいかなと思っているんですけども。

ちょっとそのようなイメージも持っているんですが、進め方、まとめ方について、どんどんご意見をいただけたらと思います。

保母委員

福田さん、2つあると言われたでしょう。

福田委員長

そうですね。

もうひとつは、例えば財政・財務からの言われる人、技術論的なこと、手続論的なこととか、個々に書いていただき編集し直す。それぞれの委員さんの専門を尊重して、その分野ごとに頼んでまとめるやり方。

保母委員

それでいきますと、おそらく時間的なものとの関係で、それほど何度も開くわけにはいかないと思います。12月21日以降に。ということを考えてみると、



今言われたようなので、それぞれの、例えば環境であるとか、工事そのものだとか、あるいは効果だとか、いろいろありますよね。それぞれのところ、どういう項目があるかということをもっと出しながら、そこについての意見をそれぞれが出して、それで、先ほど出たようにまとまる、全体で一致できる点について、総論として、そののところでなるべく、あまり長いものではなく、箇条書き的に明確にすると。これはこの監視委員会全体の総意というか、その多数の意見というか、委員会の意見として、委員会のメンバーの意見としてね。

そして、その各論と言いましょうか、このような意見もあったというような形でまとめれば、いや、細部にわたっていくと、当然、それはいろいろの意見ありますし、全員が一致した点だけでいくと、何だこの文章は、ということにもなりますよね。だから、その方が一番いいんじゃないですか。時間との関係でもそれが一番、私は賛成しますけれども。

福田委員長

いろいろなご専門分野とありますけれども、そこはどういう形で振り分けるというか、どういうふうに考えたらいいでしょうか。

保母委員

それは・・・

福田委員長

とりあえず個々で、自分の興味を持っていたりとかという分野でやってみて。

保母委員

いや、この今回出されている、7月のときに県がまとめられた新しい案ですよ。これに基づいて、じっくりずっと皆さん読んで、この3つの点について特に意見を言わなければいかんと、あるいは2つについてどうしても意見を言っておこうと。こういうのがそれぞれのところであると思います。いや、全部言おうという人もおるかもしれませんがね。それで、それは柱をそれぞれが立てて出して、それを委員長を中心として交通整理すればできるんじゃないかと思

いますけどね。

福田委員長

では、8月6日に配付された資料に戻って、皆さんがもう本当に数行でもいいし、びっしりでもいいし、とりあえず今度までにちょっとお持ちいただいて。ちょっともう論点だけでもいいですしね、深く突っ込んでも、そこは全然問わないということで、ちょっとペーパーを、各委員様に出していただくということで。

石澤委員

8月6日でもいいんですけれども、そこでも議論になったように、今日も出ましたいろいろな質問がありますよね。その文書を最初に送ってもらわないと、考えようにも考えられないですね。

福田委員長

そうですね。事務局さんの方で、文書で、封書でお送りいただくことというのはできますか。

事務局

何をですか。

福田委員長

今、こういろいろ出ている質問や資料を文書でお答えいただく

石澤委員

やはり先ほど三木さんが言われた、文字になっているのと、言葉でやりとりしたのでは、やっぱり重みが違うんですね。ですから、ちゃんと文章化されたものが出るのがまず先決だと思うんですけれども。

内山委員

一ついいですか。8月6日の第1回の委員会のときに、原土木部長が新しい事業である、だから、したがってこの評価監視委員会に諮問することはない、諮る必要はないということ、新しい事業ということをおのときにはっきり言われました。ではその新しい事業というのは、その後、どういうことなのかということが理解できないんですよ。この場でも説明は受けてないので、できれば原さんに、ちょっとその辺をご説明いただきたいと思います。

保母委員

今それをやるんですか。

内山委員

そうですね、あとでもいいです。

保母委員

ではその点で言えば、私も一番最初に言ったのはその点で、もうちょっとやめたんだけど。というのは時間的にあと5分ですよ。

それで、それはこういうことなんです。旧計画が中止されてないと。原部長は中止したと言われていましたけれども、この学識経験者との意見交換、これに対する県の回答の中では、正式には中止してないと書いてあるんですよ、文書としてね。これはこの夏の話ですよ。そのときに、中止してなくて、新しい計画と入れかえるということは変更ですから、未だにこれはここで審議をせざるを得ない問題だと私は思っています。このあたりのところも含めて文書でもらいましょう。

内山委員

はい。

福田委員長

ではそれも、事務局の方でご回答はよろしいですか。

では次回委員会の12月のいつぐらいまでに、ちょっと申しわけないですね、忙しい中で。21日までに、皆さんもご専門のこのポイントをやりたいことを考えてきていただければ。

保母委員

それは並行してやる以外ないと思いますよ。

福田委員長

並行ですね。だけどその前に、事務局の回答をあらかじめちょっと送ってほしいということです。

石澤委員

やはりきちんとした・・・

保母委員

そう人がおってもいいし、いずれにしても両方並行してやらなければだめだと。

石澤委員

前年度からの委員さんはそのやりとりをわかっているかもしれませんが、でも、さっき高木さんが言われたように、今年度からだと、どういうやりとりでこういうふうになっているのか、よくわからないところがあるんですね。経緯とか手続、そこのところをやっぱり頭の中で整理するにも、やっぱり文書はあった方がいいですね。

事務局

12月の半ばぐらいまでに、できるだけ早くということを出したいと思います。

福田委員長

申し訳ございません。それをもとに12月21日までに、個々の委員さんがこの

8月6日の資料と、何を委員会としてまとめていくか、議論するかということも含めて、次回までにお考えをまとめておいていただけたらと思います。

また次回までには、私の方が意見書の叩き台をまとめ、15日ぐらい前までに送りますので、それに目を通しておいてください。

それともう1点なんですけれども、回数は、頻繁に開けるものではないということで委員皆様の意見をいただいております。

事務局の方としてはどのような予定ですか、必要があればといっても、そんな無制限に開くということではないと思うので。

#### 事務局

事務局として何回にしてくれということとは言えないんですが、できるだけ回数、少ない中でまとめていただければありがたいとは思いますが。

#### 福田委員長

やっぱり12月のところでポイントが出て、それでこう詰めて、時間なんですけれども、それで1時半から4時半というときつかったり、昨年度も10事業あったんですね。それがもう、審議するともう時間がなくて、その2回目に開いた1月か2月の委員会では、朝10時から夜の5時まで詰めたことが実はございます。昨年もそうやって詰めたんですね。もし可能であるならば、そういった形で12月21日もやってしまった方が効率的かなとは思うんですけれども、いかがでしょうか。何も10時じゃなくてもいいんですけれども、1時から5時とか、時間的に、委員の皆様いかがでしょうか。それとも1日とか、そういうつぶすというのは結構きつい、途中、中間だけという形でも、そういうやり方でも構わないですか、21日。

#### 三木委員

いいですか。私の場合には正直難しいですから、自分としての考え方を文書でお出ししたいと思います。ですから、時間の短い中で発言なり文書を出させていただくということで、ずっとの拘束はちょっと今の状況では大変です。

福田委員長

そうですね、わかりました。では時間についてはどうしましょう、1時からぐらいにしておきましょうか。

事務局

委員の方たち、1時半ぐらいなら一番いいかなと思うんですが、昼食をとられて集まっていただけということになる、そういうことで1時半ということにしておるんですが。どうでしょうか、1時半、そのままだと短いですか。

高木委員

よろしいですか。私も県のほかの委員会で1泊2日でやったこともありますので、別にそれをやれとは言いませんが。もし委員さんが可能であるならば、10時からでも何でも、かなり次回は非常に重要になるのはもう目に見えていますから。

福田委員長

そうですね。4事業の審議もやるので、10時ぐらいからの設定で考えてみます。それについて、あまりにも集まらないようだったら1時からということでもやってみます。

事務局

またちょっと委員長さんと、そこら辺は相談させていただきたいと思えますけれども。

福田委員長

はい、わかりました。

保母委員

それともう一つは、1月、2月、先ほど3月までという話がありましたね。それをどれぐらいするのか、それもありますよね。だから12月の段階で全部を

やれそうもないというのであれば、あと1月の段階と2月に、なるべくだったら1月にもう1回のところでまとめるのがいいけれども。

福田委員長

1月にもう1回といことでいいですね。

保母委員

できないのであれば、2月にさらに1回も考え得るといぐらいの弾力的な計画にしておくかね。

福田委員長

できるだけ12月に意見書はまとめて、1月のもう1回で提言の方もまとめる。あとは、メールとかでやりとりできる形でまとめることも可能ですね。だから、1月ぐらいにもう一度開催できるぐらいで提言の方もまとめ切れたらと。

事務局

それではまた1月について、委員さんの日程調整にすぐ入りたいと思います。

福田委員長

そうですね、早目に。1月については、早目に日程調整いただくということで。皆様お忙しそうなので、今回は1時からか1時半で事務局と相談するということにいたしたいと思います。

田口委員

ちょっとすみません、県に対する質問のところにちょっと加えてもらいたいですけれども。

実は今まで治水利水ダム等検討委員会、ダム部会、流域協議会、そして高水協議会という順で、県が設置した委員会で協議されてきた経過がありました。知事はわかりましたけれども。その中で、高水協議会がまとめたことに対して、提出したんですけれども、それに対する県からの回答というか、市民の参加型

の形でずっと進めてきたんですけれども、最後の提言というか、意見書に関する県からの回答がなかったんですよ。

私はこういう委員会をやっていて、総論のところですういったことを参考に含めていきたいんです。なぜ今まで、知事がかわったんですけれども、今までやってきたシステムに対する回答とか、考え方みたいなものを示さなかったのか。その辺もちょっとお答えしてもらいたいんですけどね、県の方から、今じゃなくていいです。

福田委員長

高水協議会、はい、わかりました。今日は、浅川については、審議を強くご希望される方の意にそぐわないところもあったんですけれども。多くの委員の皆様のご意見を踏まえまして、本当に皆さんが考えるだけの最大公約数的な部分というか、そこはしっかりまとめていきたいと思います。

今日、皆さんの意見が出たものの中で、「布石を打っていく」ことだとか、「実を取っていく」というのがありました。それぞれのご専門がある委員の皆様のお力を借りながら、“県民に対して”いい形での、世の中に対しての提言ができていければなと思ってございます。

今日は、いろいろ進行としても力不足で申しわけございませんでした。21日に向けて、また私の方からメールとか行くと思いますけれども、作業も伴ってまいりますけれども、よろしく願いいたします。それでは今日の審議を含めて、今日はこれで終わりにしたいと思います。

## 5 . 閉 会

事務局（赤羽主任専門指導員）

本日は、皆さん大変お忙しいところをご出席をいただき、また熱心なご討議をいただき、大変ありがとうございました。次回の委員会でございますが、先ほどお話に出ておりますけれども、12月21日金曜日に予定をしております。

出欠につきましては、別途通知をお送りさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。年末で大変皆さんお忙しいことと存じますけれ



ども、何とぞご出席をいただけますようよろしくお願いをいたします。  
これで平成19年度第2回長野県公共事業評価監視委員会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。